



篠栗町国民保護計画（案）

令和 8 年 3 月
篠 栗 町

目 次

第 1 編 総 論	1
第 1 章 町の責務、計画の位置づけ及び構成等	1
1 町の責務	1
2 町国民保護計画の位置づけ及び構成等	1
3 用語の意義	2
4 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 町民に対する情報提供	3
2 関係機関相互の連携協力	3
3 高齢者等への配慮及び国際人道法の実施の確保	3
4 基本的人権の尊重	3
5 町民の権利利益の迅速な救済	4
6 町民の協力	4
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第 3 章 国民保護等における町の役割及び業務の大綱等	5
1 国民の保護に関する国、県の役割	5
2 国民保護に関する町の役割及び事務又は業務の大綱	5
3 関係機関連絡先	6
第 4 章 町の地理的及び社会的特徴	7
1 地理的特徴	7
2 社会的特徴	9
第 5 章 町国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態等	11
2 緊急処理事態	11
3 留意点	11
第 2 編 国民保護に関する平素からの備え	13
第 1 章 組織・体制の整備等	13
第 1 町における組織・体制の整備	13
1 国民保護措置実施組織等国民保護体制の整備	13

2	町の各課における平素の業務	14
3	町の態勢確立要領の整備	14
4	国民保護等業務・活動要領等の検討	15
5	国民の権利利益の救済	15
6	消防団等の充実・活性化の推進等	16
第2	関係機関との連携体制の整備	17
1	基本的な考え方	17
2	県等との連携	17
3	近接市町村・消防本部等との連携	18
4	指定公共機関等との連携	18
5	ボランティア団体等に対する支援	18
第3	通信の確保	20
1	非常通信体制の整備	20
2	職員等への連絡手段の確保	20
3	関係機関との連絡体制の確立	21
4	通信途絶への備え	21
第4	情報収集・提供等の体制整備	22
1	基本的な考え方	22
2	警報等の伝達体制の整備	23
3	安否情報の収集、整理及び提供体制の整備	23
4	武力攻撃災害等及び被災情報の収集体制の整備及び報告要領	24
5	関係者間の情報共有体制の整備	25
6	町民等に対する情報の提供体制の整備	25
第5	研修及び訓練	26
1	各種研修等を活用した国民保護等に対する理解の深化	26
2	訓練による認識の共有及び実施すべき事項等の修得	26
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	28
第1	避難及び救援に関する基盤の整備	28
1	基礎的資料の収集・整理	28
2	支援協定等の拡充	29
第2	避難	30
1	避難における町の役割	30
2	避難に関する基本的事項	30
3	避難実施要領（概案）の策定	31
4	避難において町対策組織が実施すべき事項	32
第3	救援	34
1	救援に関する基本的事項	34
2	避難施設の指定への協力	34
第3章	武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	35
1	生活関連等施設の把握等	35
2	町が管理する公共施設等における警戒	35

3	現地本部班の編成	35
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	36
1	町における備蓄	36
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	36
第5章	国民保護に関する啓発	37
1	国民保護措置等の周知	37
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等の普及	37
第3編	武力攻撃事態等への対処	38
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
1	事態認定前における緊急事態連絡室(仮称)の設置【態勢Ⅰ】	38
2	事態警戒本部(仮称)の設置【態勢Ⅱ】	39
第2章	町対策本部の設置等	40
1	町対策本部の設置【態勢Ⅲ】	40
2	通信の確保	41
第3章	関係機関等相互の連携	43
1	国・県対策本部との連携	43
2	県、指定行政機関、指定地方行政機関等への措置要請等	43
3	自衛隊の部隊の派遣要請	44
4	県等に対する応援の要請及び事務の委託	44
5	指定行政機関等に対する職員の派遣要請	45
6	町の行う応援等	45
7	ボランティア団体等に対する支援等	45
8	住民への協力要請	46
第4章	警報及び避難の指示並びに避難の実施	47
第1	警報の伝達等	47
1	警報の伝達等	47
2	警報伝達の基準	48
3	武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知	48
第2	避難の指示	49
1	県が行う避難措置及び町の措置	49
2	避難の指示の伝達等	50
3	避難誘導実施の計画(避難実施要領の更新)	51
4	避難形態ごとの避難要領	54
5	事態ごとの避難等要領	55
6	避難実施要領の伝達等	56

第3章	避難の誘導等の実施	58
1	町の避難誘導の概要	58
2	町国民保護対策本部	58
3	現地活動職員の行動	59
第5章	救 援	61
1	県の救援に対する協力	61
2	関係機関との連携	61
3	救援の実施	62
第6章	安否情報の収集・提供	64
1	安否情報の収集	64
2	安否情報の照会に対する回答	65
3	県に対する報告	66
4	日本赤十字社に対する協力	66
第7章	武力攻撃災害への対処	67
第1	武力攻撃災害への対処の基本的事項	67
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	67
2	武力攻撃災害の兆候の報告	67
第2	生活関連等施設における災害への対処等	69
1	生活関連等施設の安全確保	69
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	69
第3	応急措置等	71
1	退避の指示	71
2	町の事前措置及び県の事前措置等への町の対応	71
3	警戒区域の設定	72
4	応急公用負担等	72
5	消防に関する措置等	72
6	退避の指示に従事する職員等の安全確保	73
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	74
1	武力攻撃原子力災害への対処	74
2	NBC攻撃災害時の応急措置	74
3	NBC攻撃災害後の措置	76
第8章	被災情報等の収集及び報告	78
1	武力攻撃及び武力攻撃災害の情報	78
2	被災情報の収集及び報告	78
3	その他の情報の収集	78
第9章	保健衛生の確保その他の措置	79
1	保健衛生の確保	79

2	廃棄物の処理	80
3	人的被害発生時の応急措置	80

第10章	国民生活の安定に関する措置	81
1	生活関連物資等の価格安定	81
2	避難住民等の生活安定等	81
3	生活基盤等の確保	81

第11章	赤十字標章等の交付申請及び特殊標章等の交付並びに管理	82
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義	82
2	特殊標章等の申請及び交付	82
3	赤十字標章等の申請	83
4	赤十字標章及び特殊標章の着用及び身分証明書の携帯	83

第4編 復旧等 84

第1章	応急の復旧	84
1	基本的な考え方	84
2	ライフライン施設の応急の復旧	84

第2章	武力攻撃災害の復旧	85
1	復旧計画の策定	85
2	復旧活動の実施	86
3	町が管理する施設及び設備の復旧	86

第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	87
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	87
2	損失補償及び損害補償	87
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	87

第5編	緊急対処事態への対処	88
1	緊急対処事態	88
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	88
3	緊急対処事態認定前の状況把握	88
4	事態認定前における現場保存及び周辺住民の安全確保	88

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ及び構成等（法 16・35 条）

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び「福岡県国民保護計画」（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、「篠栗町国民保護計画」（以下「町国民保護計画」という。）を作成する。

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務及び計画の位置づけ等を明らかにする。

1 町の責務（法 3・4 条）

町は、国・県があらかじめ定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針に基づき、町民、他の機関等と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町域において関係機関が実施する国民保護措置等の総合的な推進に寄与し、もって武力攻撃等緊急の事態から町民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済に与える影響の最小化に資する。

2 町国民保護計画の位置づけ及び構成等

(1) 計画の目的（法 16 条）

武力攻撃事態等にあたり、国全体の万全の態勢に寄与し、もって武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため町の責務、町民の協力、避難、救援、武力攻撃災害への対処等町の国民保護措置等必要な事項を明らかにすることを目的とする。

(2) 町国民保護計画の位置づけ（法 25・35 条）

- ① 町の責務にかんがみ、万が一我が国が武力攻撃等を受けた場合等に備え、「武力攻撃事態等における市町村の国民の保護に関する計画（法第 35 条）」として、町の実施すべき事項及び実施の方針的事項を明らかにしたものである。
- ② 町は、かかる事態が生起、あるいは生起する恐れがある場合、本計画に基づき、対策本部を開設し、必要な措置を行う。
- ③ 「対策本部を設置すべき地方公共団体」（以下「対策本部設置地方公共団体」という。）の指定を受けた場合、国、県の指示等に従い、国民保護（又は事態）

対策本部を設置し、国民保護措置及び武力攻撃災害への対処を行う。（法 25 条）

(3) 町国民保護計画の構成等

町国民保護計画は、武力攻撃事態等が生起した際、町が実施すべき国民保護措置等を整齊と行うため、国民保護の基本方針等計画の前提となる事項を明らかにした上で、国民保護措置のために平素から備える事項、事態生起時の対処、事態収束後の復旧等について整理して記述した。努めて図表を用い、資料編にまとめた。

第 1 編 総論

第 2 編 国民保護に関する平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急処理事態への対処

資料編（別紙・別添）

3 用語の意義

別紙 1 「用語の意義」

4 町国民保護計画の見直し、変更手続（法 39 条）

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画は、今後、町を取り巻く情勢の変化、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置に係る訓練の検証結果等を踏まえ、適時の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、町議会に報告したのち公表する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置の実施に当たり、業務の基本として特に留意すべき事項について記述する。

1 町民に対する情報提供（法8条）

町は、武力攻撃事態等においては、町民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時適切な方法で提供する。

2 関係機関相互の連携協力（法3条）

(1) 篠栗町対策本部（以下「町対策本部」という。）は、事態対策本部（以下「国対策本部」という。）、福岡県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び近隣市町村国民保護対策本部（以下「近隣市町村対策本部」という。）並びに関係指定公共機関等と相互に緊密な連携を図り、町の国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町は、国民保護措置に関し、防災における連携体制を踏まえ、広域避難、武力攻撃事態等における特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

3 高齢者等への配慮及び国際人道法の実施の確保（法9条）

(1) 国民保護措置の実施に当たっては、町は、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(2) ジュネーブ条約及び同追加議定書は、武力紛争における文民保護活動関係者、非戦闘員、敵国傷病者等の保護、人道的待遇を規定している。（但し散発的な暴動等には適用されない）

このため、外国人の安否情報の収集・提供、国民保護措置等の実施に当たっては、ジュネーブ条約及び同追加議定書等国際人道法を遵守する。

関係職員等には、赤十字標章、特殊標章等を着用させ、国民保護措置等事態対処の間、ジュネーブ条約及び同追加議定書等に基づき保護されることを明示して、国際人道法の実効性の確保に努める。

4 基本的人権の尊重（法5条）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収容及び保管命令、土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等を受けた場合等国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

5 町民の権利利益の迅速な救済（法 6 条）

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について予め定め、武力攻撃事態等が生じた場合に、必要な業務を迅速に処理し得るよう国民保護措置の業務体制を確立する。

この際、事態の混乱等により、手続きに関連する文書が逸失されることがないようにその保管に万全を期す。

6 町民の協力（法 4 条）

国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、町民に対し援助協力を要請する。この場合、町民は、その自発的な意思により必要な協力を行うよう努める。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法 7 条）

指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、武力攻撃事態等の状況に即して、各機関が自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22 条）

国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

国民保護措置等実施時においては、チェックリスト等を活用して治安情報の収集、不測事態対処等に万全を期し、自身、同僚ほか協働する町民等協力者の安全確保に万全を期す。

第3章 国民保護等における町の役割及び業務の大綱等

国・県の国民保護措置の実施に占める町の役割と、そのための事務・業務の大綱を明らかにするとともに、関係機関の業務、連絡窓口等について記述する。

1 国民の保護に関する国、県の役割（法１０－１４条）

(1) 国の役割

- ① 事態認定及び「国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体」の指定
- ② 警報等の発令及び避難、救援等の指示
- ③ 武力攻撃災害への対処の指示 等

(2) 県の役割

- ① 警報の市町村への通知
- ② 避難の指示
- ③ 救援の実施
- ③ 武力攻撃災害の防御に関する指示、応急措置の実施、緊急通報の発令 等

2 国民保護に関する町の役割及び業務の大綱（法１６条）

(1) 町の役割

- ① 警報の伝達、避難の指示の伝達、避難の誘導の実施、及び救援への協力
- ② 武力攻撃災害への対処、応急措置 等

により、町民等の身体、生命の安全を確保するとともに、国・県の国民保護措置等の総合的な推進に寄与

別紙２「国民保護措置のイメージ及び国民の保護に関する国、県、町の役割」

(2) 町の業務の大綱等

表１ 町の業務の大綱

- | |
|--|
| ① 国民保護協議会の設置、運営、町国民保護計画の作成、国民保護措置等に関する体制整備 |
| ② 町対策本部、町対策組織等の設置、運営により、 |
| ア 安否情報・被災情報の収集・提供及び状況の把握、広報等による町民等への情報提供 |
| イ 警報、避難の指示等の伝達、避難実施要領の策定・伝達、避難誘導等町民等の避難の措置 |
| ウ 救援等に関する県への協力 |
| エ 武力攻撃災害における、指示等に基づく応急措置、生活関連等施設の安全確保 等 |
| オ 国民生活の安定に関する措置、対策本部における総合調整 |
| ③ 復旧に関する措置の実施 |

3 関係機関等連絡先

別紙 3 「関係機関等連絡先」

第4章 町の地理的及び社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮すべき町の地理的、社会的特徴等について記述する。

1 地理的特徴

(1) 町の位置

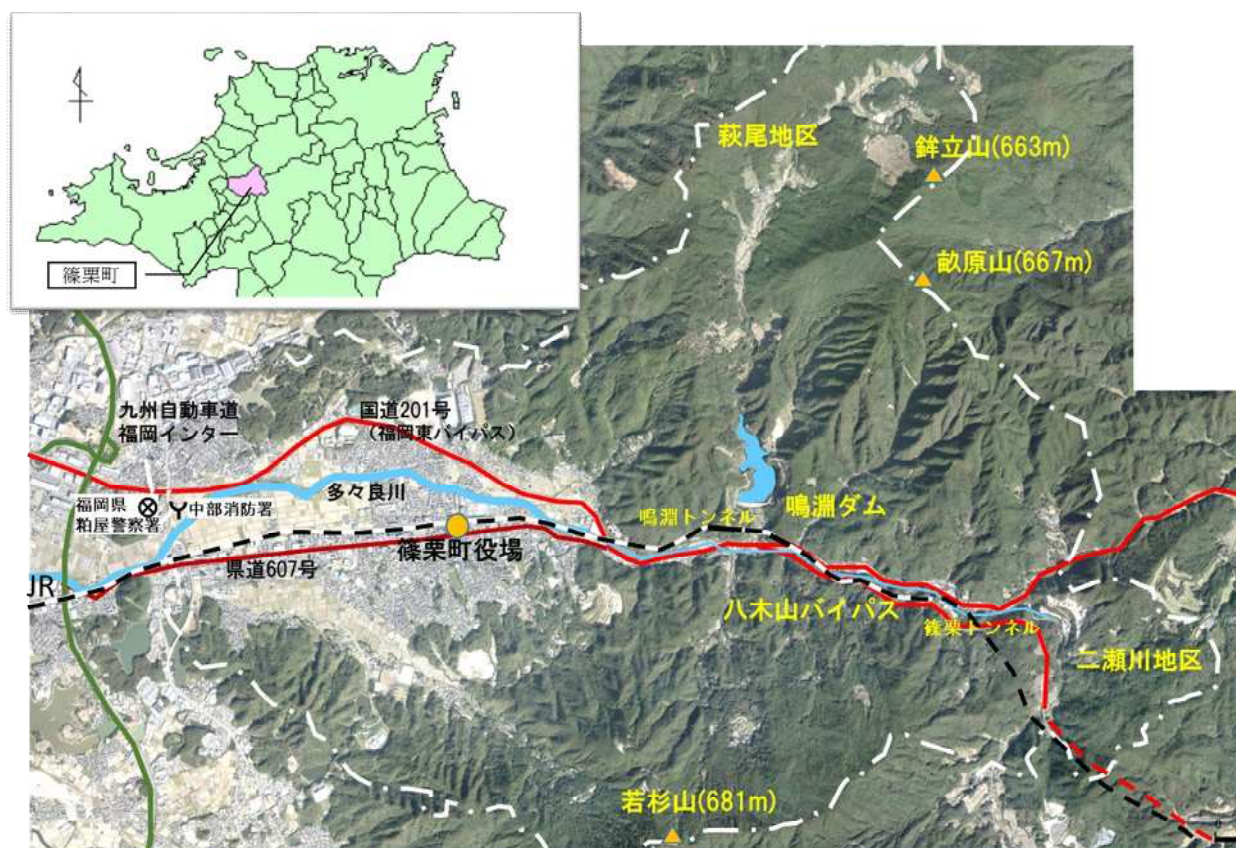
福岡県中央西寄り内陸部、糟屋郡東部（東経：130° 31′ 北緯33° 37′ ）に位置し、南西に九州の政経中枢である福岡市、町東側は、八木山峠を挟んで飯塚市、町西側は、大規模商業施設が所在する粕屋町・久山町に隣接している。

(2) 地 勢

町域は、東南約8km、南北7km、面積は約39km²である。7割が山地地形で、町東側飯塚市境から町南側若杉山にかけて、600m級の山地が町を囲む。2級河川多々良川（県管理）が東西に貫流している。

町西部に市街地及び農地が広がり、東部は殆どが山地で、ここから南部と北部に丘陵部が張り出している。

図1 篠栗町全体図



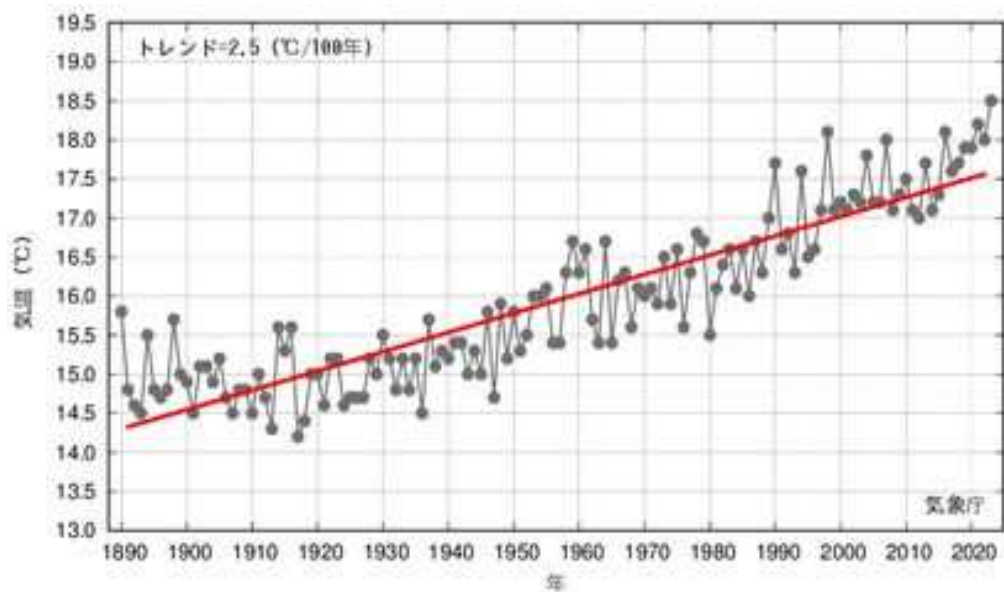
(3) 気 候

- ① 町の気候特性は、九州北部地方のうち福岡地方に属し、年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇している。

気温の上昇に伴い、厳しい暑さとなる日も増加している。福岡の猛暑日（日最高気温が 35°C 以上）の日数は、1981～1990年の10年間では年平均4.5日であったが、最近10年間では12.2日と2倍以上に増加している。

2024年夏季（6～8月）の福岡の猛暑日は30日（平年差+22.2%）、 30°C 以上の真夏日は63日（同+12.8%）である。

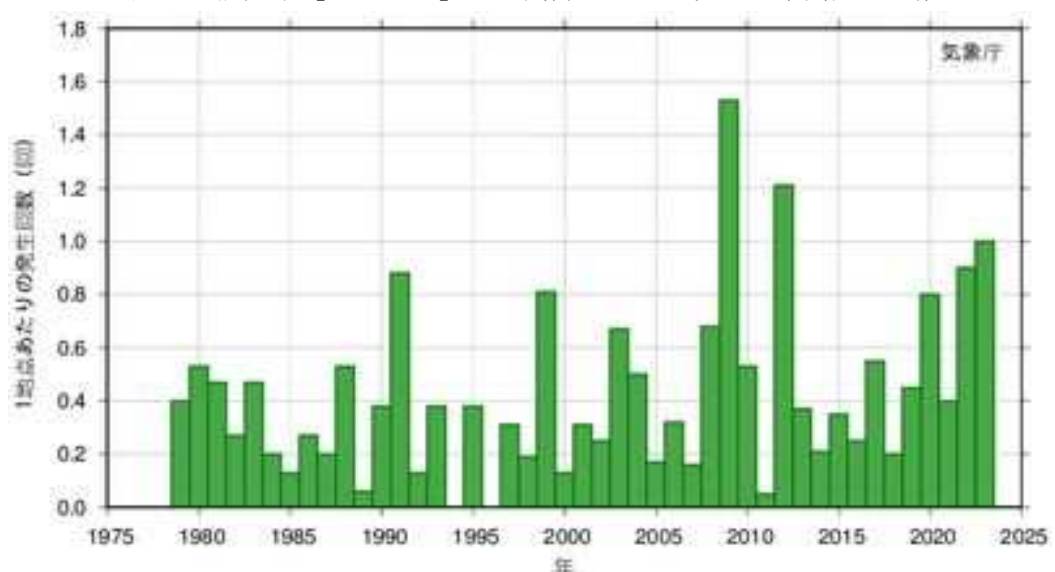
図2 福岡 年平均気温 1890年-2023年



- ② 降水量は、梅雨と秋雨の時期は、各地と同様の傾向で変化し、夏に多く冬に少ない「太平洋型」に近い特徴を有する。

真冬は、比較的降水量の多い日本海側（金沢）より降水量の少ない太平洋側（宮崎）に似ている。

図3 福岡県〔アメダス〕1時間降水量50mm以上の年間発生回数



- ③ 雲量は夏と冬に多くなる「日本海型」に近い。
冬に九州北部地方へ流れ込んでくる寒気は、朝鮮半島によって暖かい海面に触れる距離が短く、熱や水蒸気の供給が十分ではない。そのため、雲は多いものの、降水量は少なくなる。
- ④ 福岡北部地方の山地における降水量は、山地東側が多い傾向にある。
町は、7割が山間地であるが、筑紫山地の西側に面しており、降水量は東側に比して少ない。
- ⑤ 降雪量は多くはないが、年間数日は降雪があり、山間部を中心に積雪もある。

出典:福岡管区気象台「気象庁 九州北部地方の天候の特徴<コラム1>を基に作成」

2 社会的特徴

(1) 人 口

町内人口 約3万1,240人(6.11) 外国人人口 340人(6.11)
(昼間人口 3万1,353人 夜間人口 3万1,209人(令和2年国勢調査))

表2 人 口 の 推 移

年 度	人口(人)		備 考
	合計	外国人人口	
令和4年 4月末	31,105	192	
令和5年 4月末	30,986	255	
令和6年 4月末	31,196	324	
令和7年 1月末	31,270	350	

(2) 交 通

- ① 国道201号(以下「R201」という。)及び同福岡東バイパスが東西に走り、R201は、筑前山手でバイパスと一般国道に枝分かれし、バイパスは穂波東ICで九州道と合流している。
- ② 近傍(粕屋町)に、九州道福岡IC、都市高速粕屋ICが所在し、高速道利用が容易である。
- ③ JR福北ゆたか線がR201に並走し、城戸南蔵院駅からバイパス側に分かれ、桂川駅(嘉穂郡桂川町)で筑豊本線と合流している。

(3) 関係機関等

- ① 福岡東バイパスに沿って、粕屋警察署、粕屋南部消防組合中部消防署が所在し、有事、移動が容易である。
- ② 約8km西南西に福岡国際空港・空自春日基地飛行場地区、11.5km南西に陸自福岡駐屯地及び空自春日基地、15.5km北東に陸自飯塚駐屯地、約40km東北東に陸自小倉駐屯地が所在する。
- ③ 特定利用空港・港湾として、篠栗町周辺(福岡県)では、博多港及び北九州空港が指定されている。(令和6年4月)

(4) 要配慮者利用施設等

- ① 町役場西約 5 k m に、粕屋保健福祉事務所が所在する。
- ② 町域に、総合病院 3 ヲ所、高齢者福祉施設 3 1 ヲ所、障がい者福祉施設 2 4 ヲ所、児童福祉施設 1 3 ヲ所が所在する。

別紙 7 「要配慮者利用施設一覧」

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

国民保護措置等の前提として、武力攻撃事態等及び緊急対処事態について記述する。

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(1) 武力攻撃事態

武力攻撃事態として、以下の4類型を想定する。

侵攻の際、4類型の攻撃等が同時又は逐次に、かつ昼夜を問わず、目的達成まで実施される。

- ① 着上陸侵攻： 侵攻国が、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる侵攻要領をいう。
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃(以下「特殊部隊等による攻撃」という。)： 不正規軍であるゲリラや潜入した武装工作員、正規軍である特殊部隊による施設等や人員に対する襲撃や破壊工作等多様な態様の攻撃をいう。
- ③ 弾道ミサイル攻撃： 弾道ミサイルは、一般的に遠距離から発射され、極めて短時間で目標に到達することから、対処に利用できる時間は極めて限定される。
- ④ 航空攻撃： 航空攻撃は、効果が明らかになるまで、繰返し実施される場合がある。加えて、昨今では、ドローン（無人航空機）を使用した攻撃が多用されている。

(防衛白書)

(2) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測される事態をいう。

2 緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

緊急対処事態は、後日、武力攻撃事態であると認定される事態を含んでいる。

(以上 内閣官房国民保護ポータルサイトから引用)

3 留意点

いずれの事態も攻撃やテロが行われた場合、短時間に多数の被害が発生する可能性がある。

周辺情勢が不安定化した場合、次の段階に移行する可能性を予期して、主体的に状況の把握を強化する態勢を取る。

引き続き情勢が悪化し、武力攻撃事態に至るおそれが生起した場合、警察等による警戒態勢や広報等を通じて町民の不安感払拭に努め、町の治安の安定を図るとともに、消防、自衛隊等関係機関と状況認識を共有し、速やかに初動態勢を確立する。

別添 1「武力攻撃事態等の意義及び事態生起時予想される治安状況の蓋然性評価」

第2編 国民保護に関する平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備（法41条）

町は、国民保護措置等の実施のため、篠栗町地域防災計画及び同災害対応組織（以下「町地域防災計画」という。）を基本として、町対策組織を確立する。

この際、的確かつ迅速に実施するため、平素から必要な組織及び体制・態勢を検討する。

1 国民保護措置実施組織等国民保護体制の整備

(1) 町国民保護措置等対策組織*

災害対応組織、災害対策本部等は、町地域防災計画の必要事項を準用して編成する。

- ① 国民保護措置等を実施する際、町は、事態の進展に応じ、緊急事態連絡室（仮称）、事態警戒本部（仮称）、対策本部等国民保護対策組織*を確立する。

* 町対策組織： 町対策本部及びその現地活動組織の総称とする。

- ② 対策組織は、災害対策組織に基づき、国民保護措置等の内容に応じ保持する機能及び人員数を決定する。

- ③ 各対策本部は、庁舎2階大会議室とする。

大会議室が使用困難な場合、クリエイト篠栗大会議室、オアシス篠栗研修室に移転する。

(2) 町対策組織の編成

① 対策本部

ア 町3役、各課長、消防団長

イ その他本部長が特に指名したもの

② 本部運営室

ア 計画・統制グループ

総括班（合同調整所・現地本部班）、広報・情報発信班、情報班、電話対応班、物資管理・輸送調整班、電話対応班、情報通信・管理支援班

イ 避難所・住民支援グループ

避難支援チーム、ご遺体対応チーム、医療対策、避難所対策、教育対策

ウ 復帰・復旧グループ

インフラ保守・復旧チーム、救援適用業務*

* 復旧段階においては、本部の再編成等により、救援の適用申請、避難住民の帰還手続き等を行う。

別紙4 「国民保護対策組織及び対策本部」

(3) 国民保護措置等実施時の町の態勢のための体制整備

町対策組織の確立に当たっては、南部消防組合消防本部・中部消防署、粕屋警察署、陸上自衛隊ほか関係機関等と連携した組織を構築するとともに、24時間即応可能な勤務を前提とした体制を整備する。

2 町の各課における平素の業務

町各課は、国民保護措置を実施するため、町国民保護計画に基づき、国民保護担当課と協力して、国民保護措置等に係る準備や体制整備を行う。

別紙5 「国民保護措置の体制に係る各課の平素の業務」

3 町の態勢確立要領の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、下記の状況が生起した場合、国民保護措置の実施を予期して、必要な職員が速やかに参集できる体制を整備する。

町は、事態の状況に応じて迅速円滑に対応態勢を確立し、国民保護措置等に関する業務に着手しうよう、参集基準を定める。

表3 態勢確立の要件（一例）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 武力攻撃事態等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合② 町及び町周辺において、緊急対処事態の可能性のある大事故災害が生起した場合③ 町及び町周辺において、対象国情勢に呼応して同調者等が抗議行動・暴力行為等（武力攻撃事態等の兆候の可能性と認識）に及んだ場合等④ 不審者、不審物等異状の発見、その他町長が参集を命じた場合 |
|--|

別紙6 「国民保護措置等に係る態勢確立の基準及び行動の概要」（3項末尾より移動）

(2) 関係職員等の参集が困難な場合の対応

- ① 災害対策本部長の指揮移転順位をはじめ、災害対策本部各班長及び各対策チームの長について、不在時の代行者を予め定める。

町対策本部長の指揮移転順位は、以下のとおりとする。

- ② その他の参集予定職員が参集困難な場合、総括班は、参集した職員を緊急度が高い業務から充当して、対応業務の速やかな着手に努める。
- ③ 平時から各業務のマニュアル化等災害対策業務機能の標準化に努める。

表4 町対策本部長の指揮移転の順位

職 名	第1順位	第2順位	第3順位
本部長	副町長(副本部長)	総務課長(総括班長)	参集した管理職のうち最先任者

4 国民保護業務・活動要領等の検討

- (1) 職員参集後、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置等迅速円滑に本部業務に着手しうよう、24時間態勢の勤務・活動要領、連絡員等の執務場所、備品、仮眠場所・給食、燃料等の準備のほか資器材の確保を予め計画する。
- この際、地域防災計画における災害対応組織をはじめ、町の防災体制を準用する。
- (2) 町庁舎が被災する場合に備え、町対策本部の移転先候補及び移転順位を指定する。
- 町内に町対策本部を設置することができず、町域外への避難が必要な場合は、県知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

5 町民の権利利益の救済(法6条)

(1) 町民の権利利益の迅速な救済に係る手続等

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、担当課を定め町民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

総合窓口は、総務課に開設し、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

(2) 町民の権利利益に関わる文書の保存

国民の権利利益の救済に関する文書は、町文書管理規程等に従い、適切に保存する。

この際、武力攻撃災害の混乱の中で当該文書の逸失等を防ぐため、指定した場所に確実に保管する。

武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て、又は訴訟が提起されている場合には、これらの手続に関する文書の保存期間を延長する。

表5 町民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

手続項目	細部項目	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。(法第81条第2項)	産業観光課
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)	産業観光課
	土地等の使用に関する事。(法第82条)	財政課
	応急公用負担に関する事。(法第113条第1項・5項)	財政課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課
	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)	健康課
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		総務課
訴訟に関する事。(法第6条、175条)		総務課

6 消防団の充実・活性化の推進等

町は、国民保護措置ほか非常時における町の対応組織として、消防団の運用要領を検討するとともに、消防団員の国民保護措置における参集基準を定める。

このため、平素から消防団の充実・活性化を図る。

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、町は、国、県、他の市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と相互に連携協力する。

1 基本的な考え方

(1) 国・県の現地対策本部との連携

国・県が、町域に現地対策本部を設置する場合に備え、派遣連絡員の選定、携行物品の整備等、当該本部との連携体制の整備に努める。

(2) 関係機関との連携の構築及び意思疎通

① 国、県、他の市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関等関係機関との連携を構築するとともに、町の国民保護措置に関する国民保護業務計画を承知する。

② 関係機関と情報を共有し、国民保護に関する連絡体制を構築する。

このため、町国民保護協議会の活用等関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県等との連携

(1) 県との連携

緊急時に連絡すべき県の連絡先を予め把握するとともに、逐次更新し、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

国民保護措置等の実施に当たっては、警報の内容、輸送経路、運送手段、避難、救援の方法等実施すべき事項について、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 福岡県粕屋警察署との連携

武力攻撃事態等において、道路の通行規制や被災地等の制限区域の設定状況、治安情報等について相互に共有する。

それに先立つ状況不安定な段階から、避難後の防犯・警戒、町民生活の安定に係る事項について、粕屋警察署と情報共有及び緊密な連携を図る。

(3) 自衛隊との連携(法15条)

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における災害派遣、国民保護措置における支援等相互の状況把握及び情報の共有に努める。

状況の悪化に従い、情報連絡員の派遣等を要請するとともに、災害等が発生し、多数の人的被害が予想される場合、あるいは緊急対処事態等が予想される場合には、速やかに県を通じて災害派遣を要請する。

3 近接市町村・消防本部等との連携

(1) 近接市町村との連携

近接市町村の国民保護担当部署等を把握するとともに、近接市町村との協議の場を設定する等、武力攻撃事態等における近接市町村相互間の連携協力の資とする。

(2) 消防との連携

町は、消防の活動が円滑に行われるよう、消防に関する応援協定を十分に把握するとともに、非常時の通報先等を常に把握しておく。

また、消防のC B R N E災害への対応能力や対応資機材の保有状況を把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等との連携

平素から、気象台等関係指定地方行政機関、町関連の電気通信・郵便関連事業者、道路・鉄道等運輸関連事業者、報道関係事業者等指定公共機関及び指定地方公共機関との関係を構築する。

(2) 篠栗商工会等との連携

平素から、担当課と篠栗商工会、観光協会、篠栗霊峰会等地域の商工団体等との連絡体制を確立して、非常時、町民、町域にある観光客・従業員等への警報、避難の指示等の速達、国民保護措置等の周知に万全を期す。

(3) 医療機関・福祉施設等要配慮者利用施設との連携

① 町域にある医療機関、災害拠点病院、医師会等医療機関と連携を拡充させ、緊急時の医療ネットワークの確立に努める。

② 災害時の連携に準じ、日本赤十字社と連携する。

③ 要配慮者利用施設等との連絡体制を確立するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、国民保護措置における避難・救援の円滑な実施に資する。

福祉施設に対し福祉避難所の指定を要請し、要配慮者等収容能力の向上に資する。

別紙3 「関係機関等連絡先」

別紙7 「要配慮者利用施設等一覧」

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) ボランティア団体等に対する支援

町防災体制における社会福祉協議会その他のボランティア団体等との連携を拡充し、国民保護措置、緊急対処事態等においても、ボランティア活動が安全、円滑に行われるよう、国民保護措置等における連携要領の検討等活動環境の整備を図る。

(2) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織等の活性化の場を捉え、国民保護に係る取組を周知し、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との連携が図られるよう着意する。

この際、防災士の積極的活用に留意する。

このため、国民保護訓練の実施を奨励し、自主防災組織等地域が行う消火、救援、パターン別の避難要領等の普及に努めるとともに、施設及び資器材の充実を図る。

(3) 事業者等に対する支援

町域内の事業者に対し、事態発生時における町の国民保護措置に関する取組を普及するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携を図る。

第3 通信の確保

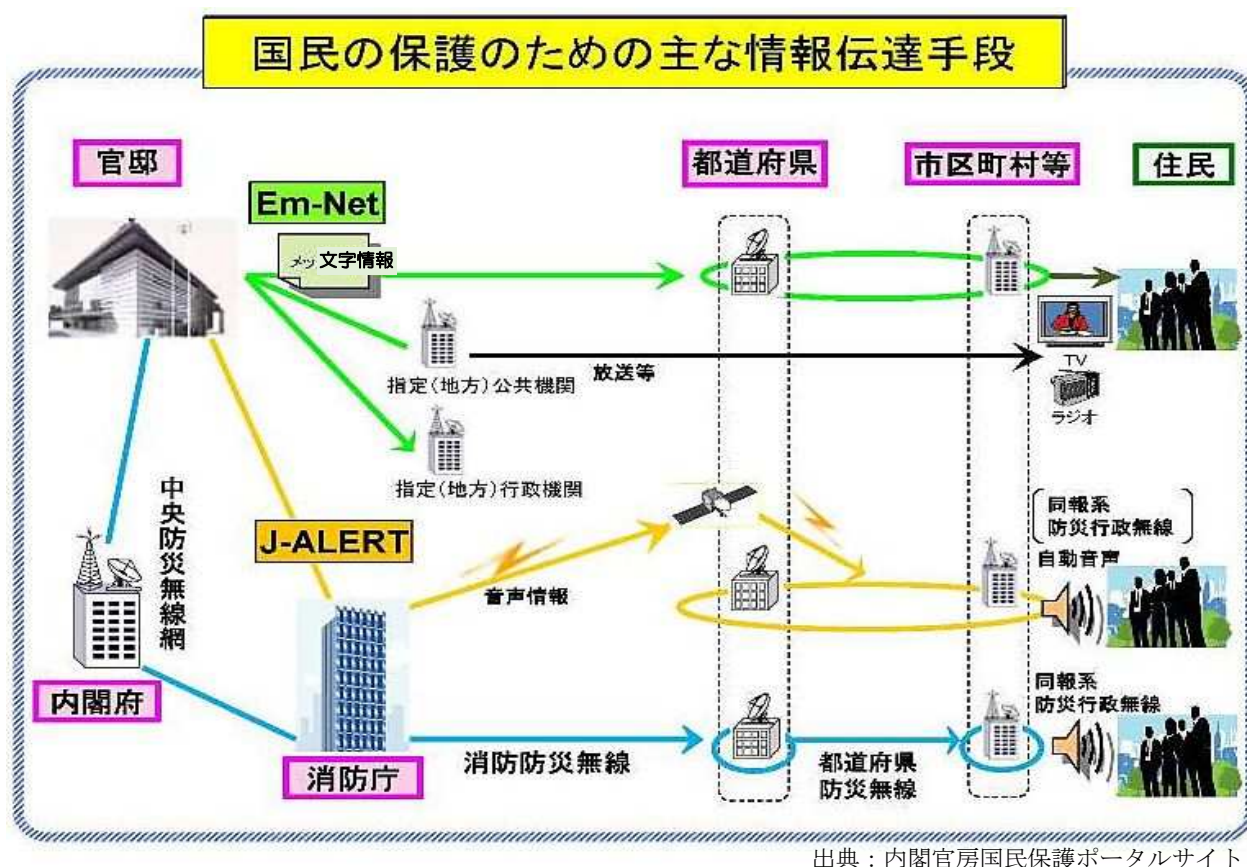
1 非常通信体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、災害時の非常通信体制を基本として、武力攻撃事態等における非常通信体制を確立する。

町民等に対して、警報の伝達、避難の指示、緊急退避の指示等を迅速確実に伝達するため、国の全国瞬時警報システム（J－ALERT）と防災行政無線の接続に万全を期すとともに、緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）、緊急速報メール等既存の伝達システムをはじめ、町の防災行政無線情報配信サービス、SNS等を利用した伝達体制の構築・充実を図る。

この際、非常時における通信の円滑な運用を図るため、非常通信協議会や福岡地区非常通信連絡会（福岡県 消防防災指導課内）との連携に留意する。

図4 Em－NetとJ－ALERTの関係



2 職員等との連絡手段の確保

(1) 平素からの参集時連絡体制の確立

町は、常時、L o G oチャット等職員間の連絡手段を維持し、緊急事態発生時には、速やかに参集指示が可能な態勢を構築する。

(2) 事態生起時現場活動職員等との通信の整備

武力攻撃災害等生起時、被災現場や避難支援等のため、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線等を整備し、現地で活動する職員、現地調整所、避難所等との通信連絡体制を構築する。

(3) 県、国民保護措置に従事する職員等の情報共有のための情報通信基盤の整備

国民保護措置対応組織、町対策本部等の間の適時の情報共有のため、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、統合G I S等町の中核的なシステム情報通信回線の抗堪性・強靱性の向上等情報通信基盤の充実を図る。

(4) 町民等からの広聴のための通信の整備

町民等からの広聴、情報収集等のため、電話対応班等の電話を整備する。

3 関係機関との連絡体制の確立

平常時から関係機関、協定業者等の連絡窓口等を明確にし、非常時、職員が必要な関係機関、業者等に迅速・円滑に連絡できる関係を構築する。

4 通信途絶への備え等

通信の途絶等不測事態に備え、情報伝達手段の多重化や、非常用電源の確保等、広報車両等伝達手段の整備・指定に努める。

別紙8 「通信の確保に関する体制整備における留意事項」

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の伝達、被災情報及び安否情報の収集・報告、関係職員間の連絡等情報連絡体制の整備を行う。

1 基本的な考え方

(1) 迅速確実な警報の伝達、避難の指示の伝達等

J－A L E R T等通信基盤の確保による即報体制のほか、町固有の複数の伝達手段を活用した伝達の即報要領を整備する。

各種システムによる伝達に支障がある場合の代替手段を準備して、警報等の確達に万全を期す。

(2) 安否情報を収集・集約する体制の確立

武力攻撃事態、緊急対処事態等において、警察、消防、自衛隊、住民等被災地域等近傍にある、あらゆる組織等から町民等の安否情報を収集・集約する体制を整備する。

(3) 武力攻撃災害等及び被災等の情報の収集・報告要領の確立

① 警察・消防・消防団等と連携した情報収集態勢を構築するとともに、自衛隊と情報を共有する枠組を構築する。

この際、事態生起の兆候となりうる情報を重視するとともに、ヘリ等航空機（ドローンを含む）を所有する関係機関が事態生起時等航空偵察可能か否か確認する。

② 収集した情報は、軽重に応じ県及び町長（本部設置後は本部長）に報告するとともに、総括班及び情報班が全般情勢等と合わせて整理する。

(4) 国、県の国民保護措置等の実施状況の把握

総務課（本部設置後は総括班）は、県の担当窓口を掌握し、国、県の状況の把握、町が実施すべき国民保護措置の時期、内容等の調整・認識統一の枠組を構築する。

(5) 関係者間の情報共有体制の構築

① 警察、消防、自衛隊等国民保護措置に係る関係機関との間に、情報共有体制を構築する。

② 町職員に対し、入手した情報、状況認識等を共有し、事態が進展して本部を設置する際、各職員が円滑に業務を開始できるよう留意する。

(6) 町民等に対する情報の提供体制の構築

① 町民等に対し、警報等の伝達のほか、国民保護に関する情報を提供する。

② 平素から、パターン別の避難要領等取るべき行動等の普及に努め、提供情報が必要な行動につながるようにするとともに、事態生起時の冷静、慎重な行動を呼び掛ける。

2 警報等の伝達体制の整備（法４７条）

(1) 警報等の伝達に必要な準備

- ① 警報の通知を、住民、自治会、町内会、要配慮者利用施設等、関係施設等に伝達する方法等について予め具体化するとともに、警報等の周知を図る。

この際、町の防災体制を踏まえ、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との国民保護措置に関する協力体制を構築する等、高齢者、障がい者、外国人等（要配慮者）通常の手段では情報の入手が困難な住民等に対する情報伝達要領について事前に検討する。

- ② 住民への警報の伝達方法について、サイレン及び短切な放送等警報要領を予め定め、周知徹底を図る。
- ③ 警報を伝達する関係機関を予め概定し、伝達先の抜け漏れを防止する。
- ④ 警報等を確実に受領できるよう、県の担当窓口を予め確認するとともに、町民等に対する警報の伝達のため、警察、消防、消防団等との連絡・協力体制を構築する。
- ⑤ 情報伝達システムの途絶等不測事態に備え、広報車両による伝達等を準備する。

(2) 町民等が多数集合する施設等に対する警報の伝達のための準備

学校、病院、駅、スーパー、大規模集合住宅、官公庁、事業所等、多数の町民等が利用又は居住する施設に対する警報の伝達及び事前の周知徹底の要領を予め定める。

(3) 民間事業者からの協力の獲得

町は、民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施するよう、商工会等と各種の取組みを推進する。

その際、先進事例の紹介等により、国民保護措置に対する意識の醸成に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供体制の整備

(1) 安否情報の収集態勢の確立

町民等の安否情報を各事態等における優先収集項目とし、警察、消防、自衛隊、住民等被災地域等近傍にある、あらゆる組織等から町民等の安否情報を収集・集約する体制を整備する。

安否情報の収集に当たっては、町民、行政区、関係機関等との連絡体制を構築する等情報の収集要領を具体化し、主体的な収集に留意するとともに、職員が円滑に安否情報を取り扱えるよう、防災訓練時に収集・報告様式を使用する等に留意する。

また、安否情報取扱業務における情報の保管・破棄等の保全要領を徹底し、文書の散逸等個人情報漏洩の絶無に万全を期す。

(2) 安否情報の収集・集約要領の検討

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否情報の収集・集約は、総括班が「安否情報省令*」様式第１号及び第２号の安否情報収集様式に従って行う。

(3) 安否情報の報告要領

安否情報の報告は、総括班が行う。（災害時総括報告責任者：総務課長）

原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等で報告を行う。

＊「安否情報省令」：武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。令和6年12月改訂）

別紙 9 「安否情報のために収集・報告すべき情報」

別添 2 「安否情報省令（令和6年12月2日改定）」

4 武力攻撃災害等及び被災情報の収集体制の整備及び報告要領

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、情報業務フローを確立、習熟するとともに、町域の被害状況を収集する体制を構築する。

(2) 被災情報等の収集要領の確立

- ① 警察・消防・消防団等と連携した情報収集態勢を構築するとともに、自衛隊と情報を共有する枠組を構築する。

この際、警察・地域等と連携して、町域の治安状況の変化等の情報を収集する体制を構築し、町域における事態生起の兆候等の早期察知を図る。

事態生起時、警察、消防、自衛隊等航空機を所有する機関への航空偵察要請や収集情報の提供受け等の可否について確認する。

- ② 町対策本部（本部設置前は総務課）は、電話対応班（班設置前は総務課）をもって、住民等からの通報から被災情報等を収集する。

情報班は、総括班と調整しつつ、関係機関等から主体的に情報を収集する。

対策本部各チーム及び各課は、業務等を通じて知り得た情報を情報班に通知する。

(3) 情報の整理要領の確立

情報班は、収集した情報を集約、整理する情報業務フローを確立する。

整理した情報は、総括班及び情報班が、全般情勢等と合わせて総合的に整理し、町長（本部設置後は本部長）に報告するとともに、基礎資料として庁内で活用できるよう、資料化、蓄積等する。

(4) 情報の適時適切な報告

収集した情報は、軽重に応じ県及び町長（本部設置後は本部長）に報告する。

被災情報の報告は、「火災・災害等即報要領*」をもって行う。

*「火災・災害等即報要領」：昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知

別添 3 「火災・災害等即報要領」

5 関係者間の情報共有体制の整備

(1) 警察、消防、自衛隊等関係機関との情報共有体制の構築

- ① 町が実施する国民保護協議会等の機会を捉え、関係者に広く情報共有ができる体制構築に協力を依頼するとともに、福岡県警察が実施する糟屋地区沿岸警備・国際化対策協議会、テロ対策パートナーシップ推進会議等の機会を捉え、地域の治安状況の把握に努める。
- ② 自衛隊は、事態認定前後で、町の担任部隊が交代する場合があることから、平素から双方の部隊との連携及び認識共有に留意する。
- ③ 共有体制の構築に当たっては、各組織の情報セキュリティ基準に十分配慮する。

(2) 庁内の共有体制の構築

関係職員に対し、入手した情報、状況認識等を共有し、事態が進展して本部を設置する際、各職員が円滑に業務を開始できるよう留意する。

(3) 地域との情報共有体制の構築

町と自治会等地域の間で、警報に至らない注意喚起の情報のほか、可能な範囲の国民保護措置に関する情報提供等を相互に実施しうる系統を構築する。

6 町民等に対する情報の提供体制の整備

- ① 町民等に対して、警報等の伝達のほか、国民保護に関する情報を提供するため、情報等の提供の基準を策定して適時適切な提供の資とする。
- ② 発信源不詳の流言飛語に翻弄されることがないように注意喚起の広報を準備する。
- ③ 平素から、町民等に対し、防災講座等の機会をとらえて武力攻撃事態、パターン別の避難要領等取るべき行動等の普及に努め、提供情報が必要な行動につながるようにする一方、非常時、町民等が知り得た情報の提供を依頼する。

第5 研修及び訓練（法42・43条）

研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努め、職員等の訓練を企画・実施して、武力攻撃事態等における業務要領に関する理解の深化に努める。

1 各種研修等を活用した国民保護等に対する理解の深化

- (1) 各種研修への参加・部外講師招聘等による知識の習得
研究機関等が実施する研修に参加し、国民保護等に対する知識の深化を図る。
- (2) 各機関の資料を活用した職員の理解の深化促進
各機関等がインターネットHP等に掲載した資料等、国が策定した教材等を活用して、国民保護措置等に対する町職員の認識の向上に努める。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【消防庁国民保護関連】 <https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-15.html>

【福岡県の国民保護】 <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/protection/>

- (3) 計画の具体化・マニュアル等の作成による対策本部等機能の標準化の推進
修得した知識、入手した資料等に基づき、本計画の具体化・見直し、各種マニュアル等を作成して各事態等における対策組織・本部機能の標準化に努め、職員等に対する研修・訓練等及び地域への普及の指針とする。
- (4) 消防団員及び自主防災組織のリーダー等に対する国民保護措置等の普及
町消防団及び自主防災組織のリーダー、防災士等に対し、上記教材等を活用して、国民保護措置への理解の深化を図るとともに、町が実施すべき事項への協力獲得に努める。

2 訓練による認識の共有及び実施すべき事項等の修得

- (1) 町における訓練の計画・実施
町は、本計画に基づき、国民保護措置の訓練を計画・実施し、武力攻撃事態等における国民保護措置等業務要領に関する理解の深化を図る。
- (2) 近隣市町村、県、国等関係機関との共同訓練
近隣市町村、県、国等関係機関の訓練に連携した訓練を検討して、より実地的な訓練に努める。
- (3) 訓練に当たっての留意事項
 - ① 地域住民、自主防災組織、防災士等の協力を得ながら、平素から高齢者、障がい者等避難行動要支援者等の状況の把握等に努めるとともに、要配慮者利用施設に対し、武力攻撃事態等における避難要領等の訓練の実施を要請する。

② 県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所等多数の者が利用又は居住する施設に対し、訓練への協力を依頼するとともに、町の国民保護措置の理解と協力を求める。

③ 訓練を計画するに当たっては、実動訓練、図上訓練等を組み合わせ、機能別訓練、段階的訓練等により、各職員の役割、業務等を習得した上で総合的訓練を行う。

この際、実地的な訓練を計画するとともに、警察、自衛隊等関係機関の参加を得て、町の国民保護措置等に関する認識の共有を図る。

ア 参集訓練及び災害対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練、避難誘導訓練及び救援訓練

ウ 被災情報・安否情報に関する情報収集訓練

エ 被災地における現地本部班・現地調整所設置訓練

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第1 避難及び救援に関する基盤の整備

1 基礎的資料の収集・整理

(1) 基礎資料

国民保護措置に際し、町対策本部の設置・運営、住民の避難誘導等国民保護措置に関する業務等を適時適切に行うため、基礎的資料を整備する。

基礎的資料は、原則として平素の担当各課が作成し、状況の変化等に応じ逐次更新して最新の資料を整備する。この際、災害対応のための基礎的資料の活用に留意する。

作成した資料は、可能な限り庁内及び関係機関が共有する。

個人情報が含まれるものは、担当各課が保管し、緊急時に許可された範囲で閲覧する。

表6 避難・救援のため収集・整理すべき資料

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 町域地図(住宅地図含む)② 町内行政区別人口等、世帯数、昼夜別人口等③ 町域内道路網一覧(避難経路として使用できる高速道路、国道、県道、町道等一覧)④ 輸送力一覧(鉄道、バス等の運送事業者、公共交通機関等の保有する輸送力等の資料)⑤ 避難施設等一覧(避難者の収容能力、屋内外の別 等)⑥ 備蓄物資、在庫数・備蓄物資保管場所(地域内輸送拠点含む)、協定締結業者 等⑦ 生活関連等施設等一覧(避難住民の誘導に影響を及ぼす可能性が一定規模以上のもの)⑧ 関係機関(国、県、民間事業者等)連絡先一覧、協定⑨ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧⑩ 要配慮者利用施設等一覧⑪ 避難行動要支援者名簿⑫ 火葬場・葬祭場、遺体安置場所候補地一覧⑬ 消防機関及び消防機関が保持する主要資器材等一覧 |
|---|

(2) 運送事業者の輸送力・輸送施設等の把握(法71条)

① 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の入手

町域にある運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報を入手するとともに、県が保有する情報を共有する。

② 輸送に適する経路の把握等

武力攻撃事態等、住民避難や緊急物資輸送のため、使用可能かつ安全な輸送経路となりうる道路の情報を自ら収集するとともに、必要に応じ、避難経路上の道路等の情報提供を県等関係機関に要請する。

表7 入手すべき輸送に関する情報

① 輸送手段・輸送力に関する情報
ア 保有車輛等(鉄道、路線・観光バス、トラック等)の数、定員、積載可能量 等
イ 関係事業所の所在地、連絡先、連絡方法(緊急時の連絡先)
② 輸送施設に関する情報
ア 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等)
イ 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等)
③ 集荷施設(協定締結業者)

2 支援協定等の拡充

(1) 車中泊用地の確保のための協定

車中泊用地（ペット同行者優先）のための町内の適地を模索し用地確保のための協定を締結する。

(2) 輸送支援業者・物資支援業者との協定の拡充・充実

関係機関から物資及び資器材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、関係業者等との災害時支援協定締結の拡充を図る。

すでに災害時支援協定を締結している業者等に対しては、国民保護措置実施時の支援も含ませるよう調整する。

(3) 医師会との協定の充実

国民保護措置実施時の避難・救援における健康・医療支援、緊急処理事態や武力攻撃事態における応急救護所等への応急医療班派遣、避難住民の健康管理支援等が迅速円滑に実施しうるよう、糟屋郡医師会等との協定を充実させる。

(4) 指定福祉避難所の拡充

福祉施設等に対し、福祉避難所の指定受諾を推奨し、指定福祉避難所を拡大するとともに、町の介護サービス事業者の会等を通じ、同種業者間のネットワーク（特に遠隔地間）の構築を提唱し、業者間協定等連携態勢確立を支援する。

(5) 警備業者との協定

避難間の要避難地域及び町域にある避難施設の防犯等警備に関する協定を締結し、警察、消防、自衛隊等関係機関の活動を補完する。

(6) 葬儀社等との協定

人的被害が発生した場合、ご遺体の安置に必要となる、棺、ドライアイス、白布等の物品、ご遺体の洗浄等のための要員確保のため、葬儀社等と協定締結を検討する。

被害者が多数発生した場合に備え、火葬場、身元不明遺体等仮安置のための仮埋葬用地（施設）等の確保のための協定締結を検討する。

第2 避難

武力攻撃事態における避難は、要避難地域等にあるものが、その他の安全な場所に移動・滞在するものであり、大別して、町内避難、町外避難、緊急避難(退避)がある。

1 避難における町の役割（法54・58条）

- ① 県からの通知により、警報の伝達
- ② 県からの「避難の指示」に基づく避難の指示の伝達
- ③ 住民の避難誘導（職員、消防団等のほか必要に応じ警察・自衛隊等に誘導を要請
- ④ 避難の間、必要に応じ、基本指針に基づく町民及び町域に在る者（以下「町民等」という）の安全確保（法32条）
- ⑤ 要請により、広域避難の受入の検討

2 避難に関する基本的事項

(1) 隣接する市町村との連携の確保

町域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、想定される避難経路や相互の支援の在り方等について隣接する市町と意見交換を行う等緊密な連携に努める。

(2) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者等への配慮

避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難対策を講じる。この際、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等の活用に留意する。

また、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(3) 小中学校等教育機関との連携

- ① 小中学校等教育機関の児童・生徒及び職員は、町の避難の伝達に従って、計画的に避難を行う。

このため、平素から町と教育機関が連携し、「危険等発生時対処要領（学校危機管理マニュアル）＊」に、各種事態発生時の行動等の記載を要請するとともに、国民保護に関する認識の共有に努める。

＊ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、危険等発生時、教職員が円滑・的確な対応を図るため、学校保健安全法(27条・29条)に基づき、全ての学校において作成が義務付けられている。

出典：「文部科学省ホームページ「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成について」

- ② 学校等は、時間的な余裕がない場合、集団で一斉に避難する場合もあるため、平素から関係機関と意見交換等を行い、学校の特性に応じた避難等要領を検討する。

(4) 事業主等との連携

町の個人事業所の顧客、従業員等は、町の避難の伝達に従って避難等を行う。

このため、篠栗町商工会等と連携して、事業主等に対しBCP(業務継続計画)の作成を啓発し、各種事態発生時の行動等の記載を要請するとともに、緊急時、事業所の協力が得られるよう、平素から連携・協力関係の構築に努める。

3 避難実施要領(概要)の策定(法61条)

国民保護措置における「警報の伝達」「避難の指示」「避難実施要領の伝達」は、県からの指示、事前の調整等に基づき、時間の余裕等に応じ、段階的に実施する。

(1) 「避難の指示」の伝達方法の具体化

- ① 「避難の指示」は、音声をもって実施し、住民及び関係団体に避難要領を的確かつ迅速に伝達するため、予め伝達方法等を周知徹底する。
- ② 避難の指示時は、内容のみを簡潔に伝達するように書式等を予め準備する。

表8 「避難の指示」に含ませるべき事項(保護法に定められた事項)

ア	住民の避難が必要な地域(要避難地域)
イ	住民の避難先となる地域(避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。)
ウ	集合場所等町が処置する事項
エ	主要な避難の経路、避難のための交通手段、その他の避難の方法

(2) 避難実施要領(概要)の作成及び伝達方法の検討

- ① 避難実施要領は、平素から避難実施要領の概要を作成し、国民保護措置の段階で、県等との具体的な調整に基づき所要の修正(更新)を行って、迅速な伝達に努める。
- ② 「避難実施要領の伝達」は、避難実施単位の代表者を召集する等避難住民が適切な行動がとれるよう配慮する。この際、確実に要配慮者に伝達されるよう留意する。

表9 避難実施要領(概要)作成時の検討事項

ア	地域の実情に応じた自治会、町内会、事務所等適切な避難住民の誘導の実施単位
イ	町内避難の場合の避難場所、町外避難の場合の集合場所等の候補地
ウ	避難施設、集合場所への基本的な移動要領・手段、要配慮者の自家用車等の使用要領
エ	避難誘導要領及び避難経路候補(屋内避難、徒歩による避難、バス等長距離避難)
オ	集合後の安否確認及び対策本部への報告(集合場所受付の設置、連絡手段等)
カ	要配慮者の集合場所への移動、要配慮者利用施設からの移動、避難誘導の方法
キ	要避難地域における残留者の確認・処置、避難後の要避難地域の防犯・警戒要領
ク	職員、消防職団員等避難誘導担当者の選定方法及び業務
ケ	避難住民等への避難誘導中の食料・水・医療・情報等の支援要領等
コ	避難住民の注意すべき事項(避難のため町民等に周知すべき事項)
サ	避難誘導からの離脱等問題が発生した際の緊急連絡先等

別紙10 「篠栗町避難実施要領」

同付紙 「避難実施要領具体化のため検討すべき事項」

4 避難において町対策組織が実施すべき事項（法62－66・69・70条）

(1) 町に「避難の指示」等があった場合の町対策組織等の行動の基本

- ① **町全域が要避難地域**に指定された場合
町役場は避難解除まで閉庁、町対策本部の一部の調整機能を残し、町長以下避難
- ② **町の一部が要避難地域**に指定され、**町役場が要避難地域に含まれる場合**
町役場は避難解除まで閉庁、町長以下最小限の対策組織を残置
- ③ **町の一部が要避難地域**に指定され、**町役場が要避難地域に含まれない場合**
要避難地域在住職員は避難し、町長以下残余職員をもって役場、町対策組織を維持
- ④ **屋内退避**の場合
町対策組織は維持し、広報等一部の活動を除き屋外活動を自粛

(2) 避難における町対策組織の業務の概要

- ① 総括班 : ア 「警報」「避難の指示」「避難実施用慮」等の伝達指示
イ 状況把握・全般統制・県等との調整・報告
- ② 広報・情報発信班 : 「警報」「避難の指示」等の伝達及び広報
- ③ 物資管理・輸送調整班 : 避難者への物資配布、輸送調整等
- ④ 合同調整所 : 警察、消防、自衛隊等関係機関の調整を行う。
- ⑤ 現地本部班 : 現地派遣され、現地調整所を設置、状況把握・調整等
- ⑥ 避難支援チーム : 対策本部において、避難状況把握・所要の指示・支援要員の調整、派遣等を調整・統制
ア 屋内避難における要配慮者支援（要請により）
イ 町内避難時、要配慮者施設・在宅要配慮者の避難支援、避難施設の受入等支援
ウ 町外避難時、集合場所受付・在宅要配慮者の避難支援・避難誘導
- ⑦ 医療対策チーム : 医療調整所を開設し、医療支援に関する状況把握・調整、町の保健師の運用調整 等
- ⑧ 避難所対策チーム : 避難所・避難先関係の調整
- ⑨ その他チーム等は、通常業務または、全般支援

表10 現地派遣職員の主な配置場所等

	対策本部	職員等配置(本部以外)	要配慮者対応等	備考
屋内退避		巡回広報(退避指導)	要配慮者施設支援・要請による退避支援	
町内避難	・現地本部班:被災現場等 ・物資管理・輸送調整班等:給食等支援	・避難施設開設・受付 ・自治会等支援 ・車中泊施設受付・ペット監視 ・巡回指導及び医療機関の避難支援	・車両移動支援 ・避難施設支援 ・医療・健康支援	・給食・給水等支援 ・被災道路、水道等の応急復旧調整
町外避難	・医療対策チーム: ・インフラ復旧チーム:	・集合場所受付・集合場所までの経路誘導・各輸送車両同乗 ・避難先等への連絡	・集合場所受付 ・要請による支援	

(3) 主な実施事項

- ① 総括班・物資管理・輸送調整班による県の輸送手段の調整への協力及び食糧交付
ア 県との調整により、移動車両として、協定締結業者の大型バス、マイクロバス、町の公用車等を調整
イ 状況により、警察に移動車両に対する先導車を調整する。
ウ 町の備蓄等をもって、移動間の食糧等を交付する。
- ② 町内外避難の場合、避難後の残留者の有無の確認、避難施設・集合場所等における避難住民確認、移動間支援
- ③ 避難所への福祉職員・保健師の配置、又は避難車両等への福祉職員・保健師の配置による医療支援・健康管理等を行う。
- ④ 通信の確保・安全管理の処置
- ⑤ ペットの保護要領の検討
ア 要避難地域外での車中泊、ペットホテル等の利用を推奨
イ 要避難地域外に同行避難可能な避難所開設（町内避難等の場合）
ウ 町が保護（県計画） 等
- ⑥ 国民保護措置従事者の給食・仮眠等管理支援

(4) 避難実施間の防犯及び警戒要領の概定

避難後の防犯・警戒のため、警察に巡回を依頼するとともに、消防団及び職員等をもって巡回を行う。合同調整所が所要の調整を行う。

状況により、警察の能力を超える事態が生起する恐れが予想される場合、自衛隊の派遣が可能か調整する。

(5) 要配慮者等の避難要領の検討

- ① 災害時の個別避難計画及び避難確保計画、災害時業務継続計画（BCP）と緊密に連携して、国民保護措置における要配慮者の避難要領を概成する。
福祉施設等要配慮者利用施設との協力体制を構築し、各施設のBCP等で国民保護措置に言及するように依頼するとともに、必要な支援等を検討する。
- ② 自主防災組織等の協力を得て、平素から要配慮者等の把握等に努めるとともに、要配慮者利用施設の避難誘導要領案を検討する。
- ③ 地域及び要配慮者利用施設の避難誘導に係る訓練の実施を要請する。

(6) 避難実施要領策定時の県に対する支援の要請

避難実施要領策定時、必要に応じ県等に意見を求める。

第3 救 援

救援における町の役割は、県の救援に対する協力であり、県と役割を分担し、必要な救援の活動を行う。

1 救援に関する基本的事項

(1) 救援における町の役割(法76条)

表11 救援のために町が協力すべき事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 収容施設の供与② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与③ 医療の提供及び助産④ 被災者の捜索及び救出⑤ 埋葬及び火葬⑥ 電話その他の通信設備の提供⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理⑧ 学用品の給与⑨ 遺体の捜索及び措置⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |
|--|

(2) 県との事前調整

県に協力するにあたり、町と県との役割分担等についてあらかじめ県と調整する。

別添4 「救援の程度および方法の基準」

(国民保護法による救援の程度及び方法の基準(平成25年10月1日内閣府告示第229号))

「救援の実施に関する概要」 (内閣府防災情報>被災者支援)

2 避難施設の指定への協力

① 避難施設指定への協力

県が指定した避難施設の施設の収容人数、構造、保有設備等の情報を提供するとともに、要請により避難者を受入れる。

② 要配慮者利用施設の福祉避難所指定を促進する。

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 生活関連等施設の把握等

町内に所在する生活関連等施設について、県、関係機関等と連携して、生活関連等施設の安全確保措置の状況を把握する。

別紙11 「生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局」
別添5 「生活関連施設の安全確保の留意点（平成27年4月）」

2 町が管理する公共施設等における警戒

特に情勢が緊迫した場合等、町は、町有施設、公共交通機関等について、必要に応じ、県の措置に準じ、警察署等と連携して警戒等の措置のための体制を整備する。

3 現地本部班の編成

(1) 現地本部班の派遣及び現地調整所の設置

災害対策本部と被災地にある救援部隊等との連絡、救援部隊の支援、規制線設置等のため、現地本部班を被災地近傍に派遣し、現地調整所を設置するように計画する。

(2) 現地本部班の役割

- ① 対策(警戒)本部総括班合同調整所と情報を共有し、対策本部、関係機関連絡員等と現地の状況及び認識の共有を図る。
- ② 現地本部班は、被災現場又はその近傍に進出し、現地調整所を開設する。
- ③ 国・県が現地対策本部、あるいは現地調整所を設置した場合、連携を緊密にし、状況の把握、必要な調整等を行う。
- ④ 現地派遣部隊の活動調整、活動支援、救援活動等の記録を行う。
- ⑤ 死傷者の後送等の調整・支援、関係家族対応等の調整を行う。
- ⑥ NBCテロ等特殊な事案が発生した場合、必要に応じ国、県の現地調整所が設置され、国、県、警察、消防、保健所、自衛隊、医療機関等が参集して、状況の把握、活動調整等を行い、日本中毒情報センター等専門機関が原因特定等を行う。

町対策本部は、現地本部班の一部又は全部あるいは増援した職員等をもって、国・県現地調整所に情報連絡員を派遣し、被災住民や被災地の状況を報告するとともに、原因等の情報提供を受けるよう依頼する。

かかる特定の事案の現地調整所の設置担任は、その都度調整する。

第4章 物資・資材の備蓄、整備等

国民保護措置に必要な物資及び資器材の備蓄、整備の考え方について記述する。

1 町における備蓄（法142・143条）

(1) 防災備蓄との共用

住民避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資器材（以下「物資等」という。）は、防災備蓄と共通する物資については、原則として、国民保護措置のための備蓄と共用して整備する。

(2) 国民保護措置のために特に必要な物資及び資器材

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等の汚染拡大を防止するための除染器具等であり、特に、化学防護服や放射線測定装置等及び特殊な薬品等国が体制を整備することが合理的なものは、国が整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町有の施設及び設備の整備・点検の際 国民保護措置を考慮して実施する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

町の上下水道施設等は、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化等武力攻撃事態下においても給排水や下水処理機能の維持に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害からの復旧が円滑に実施されるよう、地籍調査の成果、不動産登記等土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等のバックアップ体制を整備する。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃事態等による被害を最小限に止めるため、町民等に対し、町の国民保護に関する計画、各種事態に応じたパターン別避難要領等の普及について記述する。

1 国民保護措置等の周知

(1) あらゆる手段・機会を捉えた国民保護措置等の周知

広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、住民に対して国民保護措置の重要性について継続的に普及するとともに、町民等向けの研修会等を検討する。

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、対象に応じより具体的な説明に留意する。

(2) 防災施策と連携した国民保護措置の普及

避難や武力攻撃災害における初期消火活動等防災活動と共通する行動においては、消防団や自主防災組織・防災士も活動主体となるよう住民への啓発を行う。

(3) 学校教育における国民保護措置に必要な心構えの涵養

防災教育等の機会を捉え、児童・生徒・職員等が、災害時等における判断力を涵養して、「自分の身は自分で守る」意識とそのための行動を起こす実行力を醸成する。

これにより、武力攻撃事態等の緊急時、児童生徒が人命を尊重し、地域の避難や復旧に主体的に協力する気概を培うよう努める。

この際、地域との連携に留意し、効果的な啓発教育の実施に努めるとともに、児童生徒が、地域防災力の一助となることを目指す。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等の普及

以下の項目について、国民保護に関する啓発資料等を活用して、住民に周知徹底するとともに、防災講座の場を捉え、体験体得する機会を創意工夫する。

- ① パターン別避難要領
- ② 武力攻撃災害の兆候等を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等
- ③ 町域への弾道ミサイルの着弾やテロが発生した場合等に住民がとるべき対処
- ④ 応急手当

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

周辺情勢が不安定化する中、被害を伴う事故が発生した場合、のちに武力攻撃事態等や緊急処理事態に発展する可能性がある。

このため、事態認定前であっても、周辺情勢、町域の治安状況等を注視し、事故等が発生した場合や治安状況の変化等を察知した場合には、状況把握を強化するとともに、県等との調整の下、関係機関と連携して初動対応の確立、国民保護措置の計画の更新等準備を行う。

1 事態認定前における緊急事態連絡室(仮称)の設置【態勢Ⅰ】

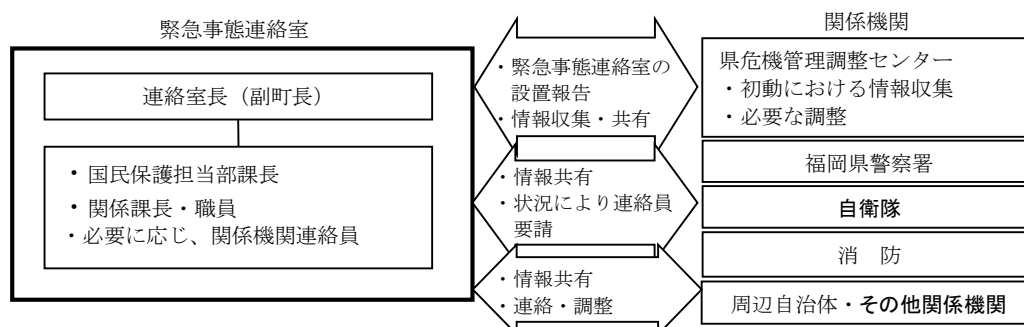
(1) 緊急事態連絡室(仮称)の設置

町域等において、重大事故等が発生し、将来武力攻撃事態に発展するおそれが疑われる場合等、「篠栗町緊急事態連絡室(以下「町連絡室」という。)(仮称)」を設置し、県等関係機関に報告するとともに、事故の状況把握及び初動対応の準備を行う。

(2) 町連絡室(仮称)の役割【状況の把握及び連絡調整】

- ① 町連絡室は、副町長を室長として、国民保護担当課長等関係職員により構成する。
- ② 警察、消防他あらゆる機関等から関連情報の収集に努める。
- ③ 町連絡室は、初動態勢確立に備え、消防機関、自衛隊等との情報共有に努める。
努めて災害現場に職員を派遣し、直接の状況把握に努めるとともに、警察等と共同して事故現場保存に必要な措置を講じる。
- ④ 情報提供・報告は、災害時の総括報告責任者が指示し、平素関係機関と交流がある各課は、遅滞なく入手した情報を提供する。
必要に応じ、協定締結業者等防災関係者に対しても情報を提供する。

図5 町緊急事態連絡室の構成等<イメージ>



2 事態警戒本部(仮称)の設置【態勢Ⅱ】

(1) 事態警戒本部(仮称)の設置

町域で重大な事故等が発生し、消防・警察等の救助・救急活動が行われる場合、県から警戒態勢の強化等を求められた場合等町として何らかの対応活動が必要な場合には、【態勢Ⅱ】を発令して関係職員を参集し、篠栗町事態警戒本部(仮称)(以下「町警戒本部」という。)を設置して、自主的に即応態勢を強化する。

(2) 町警戒本部の役割【情報収集の継続・対策本部設置の準備・限定的な対応】

- ① 収集・整理した情報をふまえ、情報連絡体制、職員参集体制の確認及び計画の更新等対策本部設置の準備を行う。
- ② 生活関連等施設、町有施設、公共機関等の警戒状況の確認等を行う。
- ③ 県と調整の上、避難の指示を発令するとともに、避難所等を開設する。
- ④ 必要に応じ、現地本部班を災害現場に派遣し、災害対策本部(合同調整所)と救援部隊等との連絡・調整、救援部隊の活動支援、規制線設置、死傷者の後送等支援、関係家族対応等の調等にあたりとともに、救援活動の記録を行う。
- ⑤ 対策(警戒)本部総括班合同調整所は、現地本部班等の情報を本部内に共有するとともに、関係機関連絡員等と現地の状況及び認識の共有を図る。

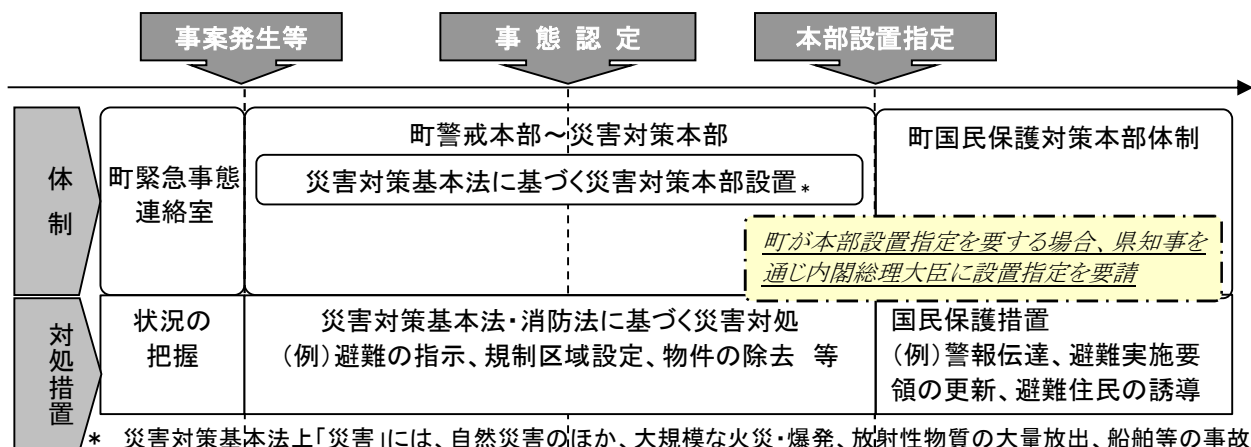
(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案発生に伴い災害対処のため必要があると認める場合は、県に自衛隊の災害派遣を要請する。通信の途絶等により県に要請できない場合は、防衛大臣に要請する。

(「国民の保護に関する基本指針」(平成29年12月)(p6))

災害対応が長期化し、全庁体制による災害対応が必要となる場合、県を通じ、他の市町村等に対し支援を要請する。

図6 事態認定の推移に応ずる体制及び対処措置



* 災害対策基本法上「災害」には、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等も含まれる。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を設置する要件及び町対策本部の組織、機能等について記述する。

1 町対策本部の設置【態勢Ⅲ】（法24-30条）

(1) 町対策本部設置の要件

- ① 事態認定前であっても、町主力で対応する必要があると認めた場合、町の判断により、県と調整の上、速やかに【態勢Ⅲ】に移行し、災害対策基本法に基づいて、「災害対策本部」を設置し、県に設置を報告する。
- ② 政府が事態認定を行い、町が「対策本部設置地方公共団体」の指定を受けた場合、直ちに【態勢Ⅲ】を発令して「国民保護対策本部」に移行する。
- ③ 事態認定があっても、町が「対策本部設置地方公共団体」に指定されない場合、
①に同じ
必要に応じ、町長は、県知事を通じ、内閣総理大臣に対して「国民保護対策本部設置地方公共団体」として指定することを要請できる。

（「国民の保護に関する基本指針」（p17.18））

(2) 対策本部設置時実施すべき事項

- ① 町対策本部を設置した場合、町長は、県、町議会に報告するとともに、関係機関等にその旨を連絡する。
- ② 関係職員を参集し、国民保護措置の初動体制を確立する。
 - ア 町対策本部は、町災害対策本部のうち必要な機能を選定して編成する。
対策本部の業務フローは、大規模災害時の災対本部業務フローに準ずる。
必要に応じ、新たな機能等の追加、職員の増援を行う。
 - イ 救援部隊等の調整は、町対策本部合同調整所で実施する。
 - ウ 人的被害等が発生した場合等、現地本部班を派遣する。
 - エ 職員の参集が終了した後、原則として昼夜2交代制で24時間態勢を維持する。
- ③ 本部の移転
町庁舎が、損壊又は汚染され、あるいは要避難地域に含まれる場合、町対策本部を移転する。要避難地域に含まれた場合は、当該地域外に適地を確保する。
- ④ 現地本部班の派遣
被災現場の状況把握等のため、現地本部班を派遣し、必要に応じ、現地調整所を設置する。
現地本部班は、対策(警戒)本部総括班合同調整所と情報共有を行い、対策本部、関係機関連絡員等と現地の状況及び認識の共有を図るとともに、救援活動の記録を行う。（あくまでも各部隊の指揮統制は、派遣部隊指揮官）
また、救援部隊の活動支援、死傷者の後送等支援、関係家族対応等の調整を行う。

別紙4 「国民保護対策組織」

(3) 国民保護措置実施上の町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の国民保護措置を総合的に推進するとともに、町域にある指定公共機関等の国民保護措置と緊密に連携して、国、県が実施する国民保護措置に協力し、その総合的な推進に寄与する。

この際、町対策本部長が行使しうる権限は、以下のとおり。

- ① 町域の国民保護措置を実施するため、国民保護措置に関する総合調整を行う。
- ② 町対策本部長は、県対策本部長に対し、県及び指定公共機関並びに指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請できる。
- ③ 町対策本部長は、県対策本部長を通じ、国対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関の国民保護措置に関する総合調整の要請を求めることができる。

町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の内容を明らかにする。

- ④ 町対策本部長は、県対策本部長に対し、町域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため、必要な情報の提供を求めることができる。
- ⑤ 町対策本部長は、町の国民保護措置に関する総合調整を行う場合、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について資料の提出を求めることができる。

(4) 広報等（法８・２３条）

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、必要な警戒を維持するため、住民に適時適切な情報提供や行政相談の態勢を取る。

- ① 町の広報は、広報・情報発信班が、総括班と調整の上、計画・実施する。
総括班は、広報に先立ち、時期・内容について県と十分に調整する。
- ② 広報は、住民等に迅速に正確な情報を提供するため、広報誌、防災行政無線、SNS、インターネットホームページのほか、内容に応じ多種の広報手段を活用するとともに、必要に応じ、テレビ、ラジオに広報の要請を行う。
- ③ 広報の時期・内容は、事実に基づく正確な情報を、時機を逸することなく行う。

2 通信の確保

総括班等は、町対策本部設置時、速やかに各通信系を構成するとともに、その通信状況を確認する。万一、不通の系を発見したならば、速やかに復旧の措置を取る。

現場活動職員派遣時、毎日活動開始前に各活動Gpの通信を確認し、障害等を発見した場合には、速やかに代替手段を処置する。

(1) 非常通信系の構成

武力攻撃事態等生起時、国が発令する警報の伝達、避難の指示、緊急退避の指示、町民等への広報等のため、同報系防災行政無線、公式ホームページ、SNS等を活用した非常通信系を構成する。

(2) 報告・情報共有系及び業務フローの確立及び徹底

- ① 県との間の報告・情報共有のため、県防災・行政情報通信ネットワーク、L G W A N（総合行政ネットワーク）等情報通信基盤のほか、安否情報システム等関連システムを常時使用可能な状況にする。
- ② 町対策本部他庁内の情報共有等のため、統合型G I Sのほか、庁内共有システム（nas）に情報共有フォルダを準備する等国民保護措置の情報共有系統を準備する。

(3) 事態生起時現場活動職員等との通信系の構成

町対策本部と現地調整所、現地派遣職員、避難先地域等との間に、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線をもって、活動通信系を構成する。

(4) 通信途絶時（通信輻輳時を含む）の処置等

- ① 町職員は、通信が途絶した場合も、マニュアル等に基づき、業務の継続に努める。各対策チーム長等は、本部長の指針の下、活動時の指示等の明確化に努める。
- ② 各職員は、通信回復時、直ちに途絶間の業務実施状況を各長に報告する。

第3章 関係機関等相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、指定地方公共機関等関係機関と相互に密接に連携する。

1 国・県対策本部との連携

(1) 国・県対策本部との連携

町は、県対策本部と日々の報告、各種の調整、情報共有等により密接な連携を図る。国対策本部との連携は、県対策本部を通じて行う。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

- ① 町は、国・県現地対策本部が庁舎内に設置を要望する場合は、調整により適切な場所を提供する。
- ② 庁舎外に設置される場合は、使用場所を調整するとともに、情報連絡員を派遣する等緊密な連携を図る。
- ③ 国・県現地対策本部、または町域で活動する派遣救援部隊のための現地調整所が、被災現場等近傍に設置される場合、町現地調整所は、緊密に連携し、適宜情報共有等を行う。
- ④ 国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 県、指定行政機関、指定地方行政機関等への措置要請等

町の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合、以下のとおり要請を行なうことができる。

(1) 県等への措置要請

県に対して国民保護措置の実施に必要な要請を行う場合、町は、要請する理由、活動内容等を明らかにする。

(2) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請の求めは、県を通じて行う。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町域において実施される指定公共機関又は指定地方公共機関の国民保護措置に対する要請は、県を通じて行い、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊の派遣要請(法 15・20条)

(1) 派遣の要請の基本

国民保護措置等のため必要があると認める場合、県に対し自衛隊の派遣を要請する。

- ① 自衛隊の情報連絡員が派遣されている場合、県に派遣要請を行なうと同時に、情報連絡員に口頭で要請内容を通知する。
- ② 事態認定前は、第4後方支援連隊第1整備大隊長に要請する。(災害派遣)
- ③ 事態認定後、町が「対策本部設置地方公共団体」の指定を受けた場合、第40普通科連隊第2中隊長に要請するのを基本とするが、当時の状況に応じて調整する。(国民保護等派遣) (指定がない場合に派遣要請をする必要があるときは、②に同じ)
この際、自衛隊が事態対処の実施主体であることに十分留意する。(事態対処に影響がない範囲で派遣)

(2) 緊急時の要請

- ① 文書による要請のいとまがない場合には、まず口頭で要請し、その後努めて速やかに文書を提出する。
- ② 通信の途絶等により、県に対する自衛隊の派遣要請が困難な場合、以下の2系統のうち可能な方法で要請する。
ア 第4後方支援連隊(町派遣情報連絡員)⇒第4師団長⇒西部方面総監⇒防衛大臣
イ 福岡地方協力本部長(県庁派遣西方情報連絡員)⇒西部方面総監⇒防衛大臣

4 県等に対する応援の要請及び事務の委託

(1) 他の市町村に対する応援の要請(法 17条)

町の国民保護措置実施上特に必要があると認める場合、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、職員派遣を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにして、県に対し、または当該市町村に直接、応援を要請する。

(2) 県への応援等の要請(法 18・151条)

町の国民保護措置実施上特に必要があると認める場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにして、県に対し応援を要請する。

(3) 県への事務の委託(法 19条)

町の国民保護措置の実施が著しく困難になった場合、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして事務の全部又は一部を県に委託する。

- ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ② 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

別添6 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(17.4.26)」

5 指定行政機関等に対する職員の派遣要請（法 21・151 条）

国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を通じ、指定行政機関又は指定地方行政機関あるいは他の地方公共団体の職員の派遣を要請する。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

要請を行っても職員が派遣されない場合、県を通じ総務大臣に派遣の斡旋を求める。

6 町を行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等（法 17 条）

① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合等正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21・153 条）

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合等正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) ボランティア活動への支援等

ボランティアの受入に際しては、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の可否を判断し、安全の確保が十分可能と判断した場合、県と連携してボランティア団体等を要請、受入れる。

この際、被災地、避難先地域等のニーズや活動内容の情報提供に努めるとともに、ボランティアの滞在環境への配慮、活動場所等における受入準備等の促進に努める。

(2) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等への支援を行う。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

救援物資の受入に当たっては、県や関係機関等と連携し、必要物資を把握するとともに、物資受入、仕分、配送等物流態勢の確立を図る。

8 住民への協力要請（法4条）

以下の国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、町民等に対し、必要な援助について、可能な範囲で協力を要請する。この際、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 初期消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処
- ④ 保健衛生の確保

第4章 警報の伝達及び避難の指示並びに避難の実施

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知について記述する。

1 警報の伝達等（法47条）

(1) 県の警報の通知

- ① 国が発令した警報を、県が市町村等に通知する際、「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる」市町村に、特に優先して通知する。
- ② また、放送の速報性から、特に指定地方公共機関の放送事業者に対し、迅速に警報の内容を通知する。

(2) 警報の通知を受けた場合の処置

- ① 町が警報の通知を受けた場合、県に確認の上、あらかじめ定めた方法（伝達先、手段、伝達順位等）により、速やかに庁内及び関係機関に共有するとともに、町民等、教育・福祉施設、医療施設等に伝達する。
この際、当面は防災体制を基本として現行の伝達手段を活用し、SNS、電子メール等多様な手段で伝達する等迅速確実な警報の伝達に努める。
- ② 通知が「先行的な情報提供」の場合、県と「伝達の時期、範囲、内容」等の確認の上、可能な限り速やかに、町民等、庁内、関係機関等に伝達する。

(3) 警報の即時伝達

- ① 国から、全国瞬時警報システム（以下「J－ALERT」という。）、緊急情報ネットワークシステム（以下「Em－Net」という。）等により伝達された警報は、防災行政無線、緊急速報メール等により即報する。
- ② 町は、SNSほか町保有の情報伝達手段により、速やかに住民等及び関係団体に警報を伝達する。
- ③ 次の「避難の指示」の伝達を予期し、パターン別避難要領に基づき、避難実施要領の具体化、災害警戒本部等の準備等を行う。
- ③ J－ALERTによって警報が伝達されなかった場合、Em－Netによって伝達された情報を行政無線、ホームページ等により周知を図る。
警報に接した町民等は、隣人等に声掛けする等警報の伝達に協力する。
- ④ いずれの場合も、庁舎内、クリエイト篠栗、オアシス篠栗等町施設にある町民等に対し、職員が口頭等により警報を伝達する。

本部長は、職員、消防、消防団等可能なあらゆる手段を使用して、町民等への警報の確実な伝達に努めるとともに、警察、自主防災組織等に協力を要請する。

別添7 「全国瞬時警報システム（Ｊアラート）及び緊急情報ネットワークシステム（エムネット）による情報伝達の流れ」

(4) 要配慮者に配慮した警報の伝達

警報の伝達においては、特に高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に対する伝達に配慮する。

特に高齢者等避難行動要支援者等への対応を優先する同時に、福祉施設や学校等に対し警報を伝達する。

各施設管理者は、警報を受領後速やかに施設利用者、職員等に伝達する。

2 警報伝達の基準

(1) 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

原則として、市町村防災行政無線（同報系）を利用して国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、警報の発令等を周知する。

(2) 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

① 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線放送やホームページへの掲載等により周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線以外の手段も併用する。

② 町長が特に必要と認める場合は、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(3) 警報の解除

警報の解除には、サイレンを使用しない。

3 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知（法23・100条）

武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）は、武力攻撃災害が発生し又は発生が切迫している場合、住民の生命、身体又は財産を守るするため、県が、緊急の必要があると認める場合に発令する。

緊急通報は、武力攻撃災害の現状及び予測のほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項に関して発令される。

緊急通報を受領した場合、緊急通報の受領を県に報告するとともに、関係機関に通知する。

警報等の伝達等がない場合でも、緊急通報の内容が、町に及ぼす影響等を判断し、県等と調整の上、町民等に対し時機を失することなく必要な指示を行う。

この際、町の指示以前に報道機関等が通報の内容を発表するため、指示等の内容を速やかに検討し、県、関係機関等と調整の上、町として必要な指示・措置等を行う。

第2 避難の指示

県は、国から避難措置の指示を受けた場合、直ちにその内容を市町村等に通知する。

町は、県の避難の指示を受領した後、あらかじめ作成した避難実施要領を緊急更新し、速やかに避難の指示を伝達するとともに、県と調整の上、避難住民の誘導を行う。

1 県が行う避難措置及び町の措置

(1) 県の「避難の指示」の内容(法54条)

表12 「避難の指示」に含ませる事項

① 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
② 住民の避難先となる地域(避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。)
③ 関係機関が講ずべき措置の概要
④ 主要な避難の経路、避難のための交通手段、その他の避難の方法

(2) 避難の指示に際して県と市町村の間で調整を要する事項

表13 避難の指示に際して調整を要する事項(町関係分)

① 要避難地域市町村の避難住民数	* 下線部は、町が情報提供すべき事項
② 避難のための運送手段	
③ 主要な避難経路や交通規制(自家用車等の使用に係る調整)	
④ 避難施設の状況(県が個別の避難先候補を選択)	
⑤ 県と町の役割分担(町の誘導能力、町の支援要望 等)	
⑥ (県)国の支援の確認、自衛隊の行動との調整に基づく町の避難経路や避難手段の調整	

(3) 避難元県・市町村と福岡県・県内市町村との間の調整事項

表14 県域を越えた住民避難に関する調整事項(町関係分)

① 県が町域を越えた住民避難を受入れる場合 必要に応じ、避難施設の状況、受入体制等について協議し、 <u>町が受入区域に決定された場合、その通知を受ける。</u> 県は施設管理者に対しても同様に通知する。
② 県域が他自治体の住民避難の経路となる場合 <u>町が避難経路に該当する場合、必要に事項について協議する。</u>
③ (県)避難先の県が輸送手段を確保する場合 県から避難先の県に事務の委託を行う。(法13条)

(4) 放送事業者(指定地方公共機関)等による避難の指示の放送(法57条)

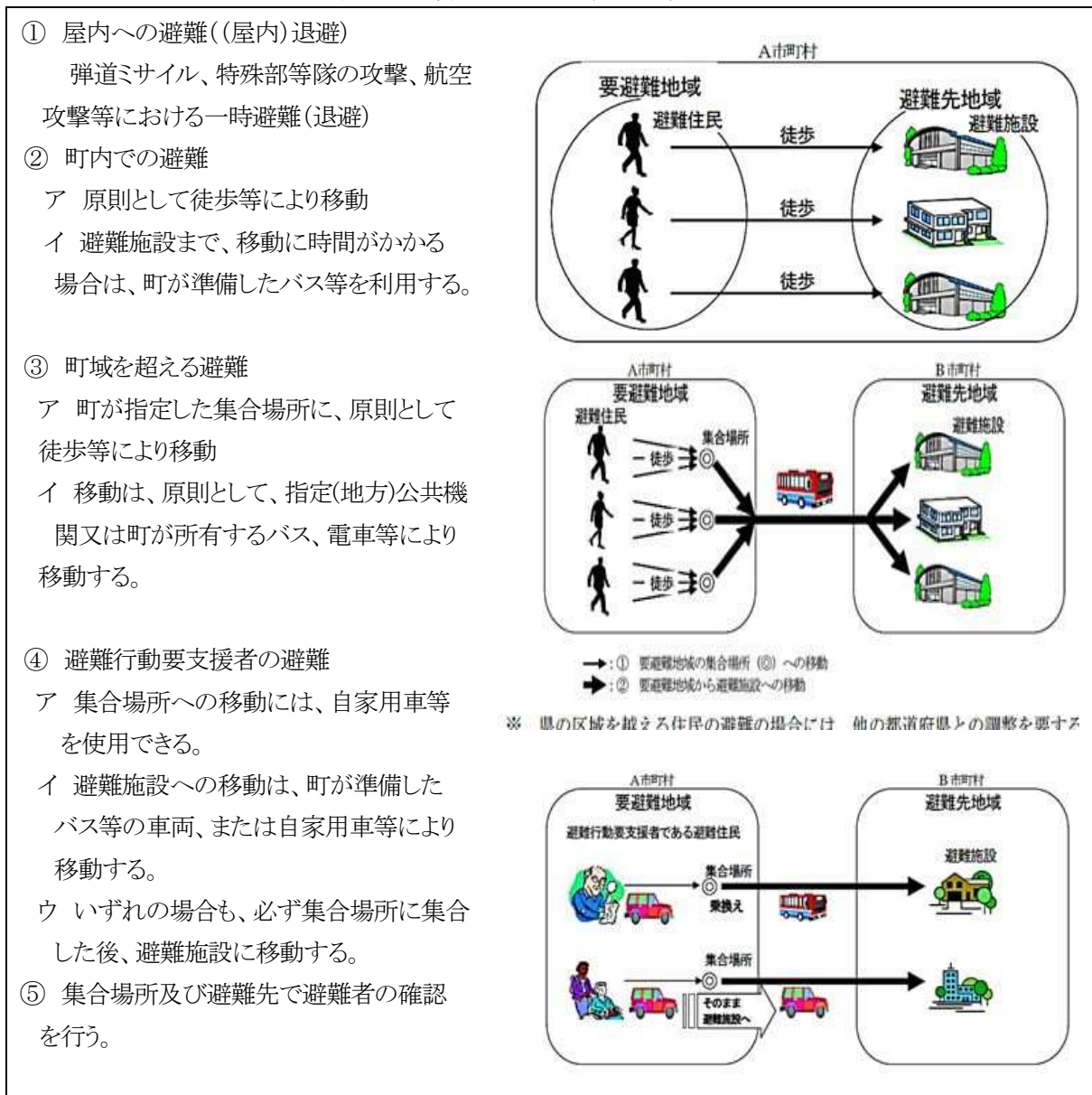
放送事業者(指定地方公共機関)等は、避難の指示の内容を正確かつ簡潔に放送する。

(5) 避難先の施設管理者への通知は、県が行う。

別紙12 「県の指示等(例)」

(6) 避難の方法の基本的な考え方（県計画89p）

図7 避難の方法の基本的な考え方



2 避難の指示の伝達等（法54条）

「避難の指示」は、国と県、県と町間の情報共有と調整に基づいて行われる。

このため、町対策本部設置当初から、町の状況、被災の状況、避難住民数、避難誘導の能力等を逐次整理し、求めに応じ県に提供する。

町は、予期をもって町民等の避難を準備し、県から避難の指示が通知された場合、住民等に対し、まず、「避難の指示」（4章第2 1(1)①）を伝達した後、行政区等を通じて速やかに避難実施要領を伝達する。

表15 町の「避難の指示」伝達の要件

① 国の「避難措置の指示」に示された<u>要避難地域</u>を県が管轄する場合 要避難地域を含む市町村に対し、「避難の指示」を発令する。 <u>町が該当する場合、県の「避難の指示」を受けて、「避難の指示」を伝達する。</u> ② 国の「避難措置の指示」に示された<u>避難先地域</u>を県が管轄する場合、避難先地域において、避難施設、救援の準備等避難住民の受入措置を行う。 <u>町が該当する場合、要請により、県の救援に協力する。</u> ③ 上記以外の通知を受けた場合、その<u>内容を関係機関に通知</u>する。 要避難地域の拡大により、遅れて避難を指示される場合がある。
--

3 避難誘導実施の計画（避難実施要領の更新）（法61条）

町は避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、当時の状況に即して予め策定した避難実施要領を更新・具体化する。

更新に当たっては、細部の避難先を確認するとともに、集合にかかる時間等を考慮して、集合場所・時刻等を具体化するとともに、関係機関と調整して状況に合致した実施要領を作成する。

避難誘導に従事する職員、活動要領等を具体化するとともに、県、警察等関係機関と調整し、避難実施要領の認識統一を図る。作成後、直ちに県に報告する。

別紙10 「篠栗町避難実施要領」

同付紙 「避難実施要領具体化のため検討すべき事項」

本計画31p 第2編第2章第2「3 避難実施要領（概案）の策定」参照

(1) 町による避難住民の誘導要領の明確化

避難実施要領の更新具体化にあたり、町による避難住民の誘導要領を明確にする。

町長は、町職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。この際、消防、警察等関係機関と緊密に連携する。

避難誘導に当たっては、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行うのを基本とする。（緊急の場合にはこの限りではない。）

関係機関等と連携して避難経路への職員等の配置により誘導の円滑化を図る。

このため、平素から国民保護措置への住民の理解を促進と協力を求める。

職員には、国民保護措置の活動要領及び留意点を徹底するとともに、防災服、腕章、旗、特殊標章等を着用・携行させ、有事毅然とした態度で活動するよう徹底する。

(2) 関係機関との連携

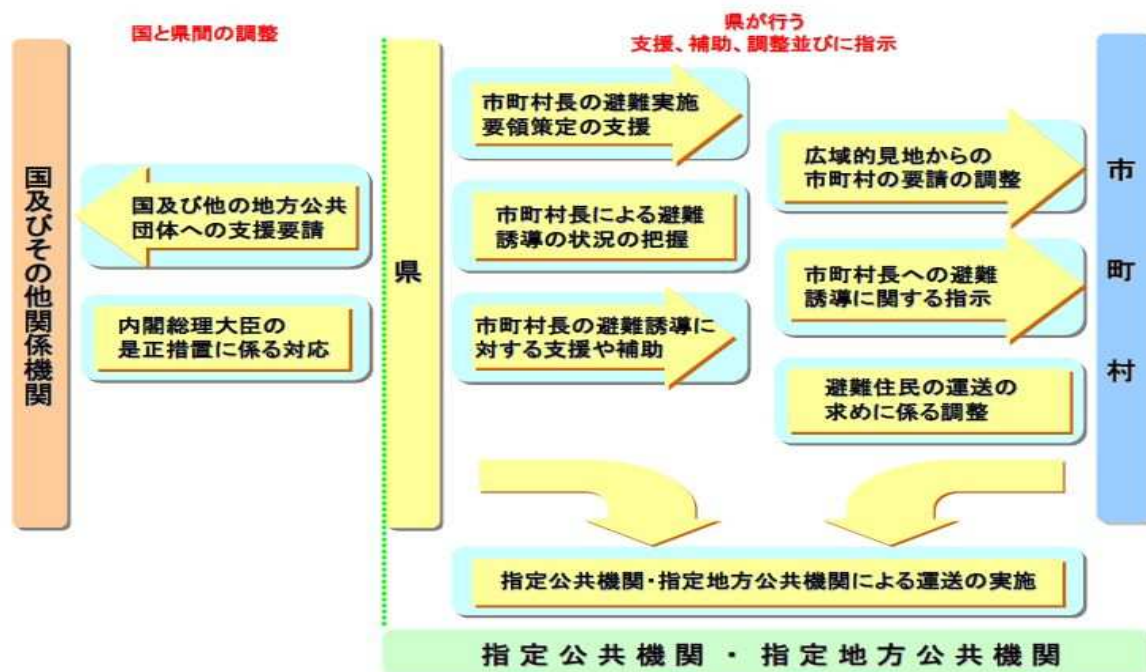
① 移動間の町民等の安全確保のため、県、警察、自衛隊等関係機関と誘導時の交通規制、輸送車両の先導等の支援の可否等に関する調整を行う。

必要に応じ、避難先との細部調整、輸送経路の状況の把握等県に支援を要請する。

② 要避難地域において、必要に応じ、現地本部班等をもって現地調整所を開設し、関係機関等との情報共有、活動調整等を行うよう準備する。

- ③ 消防に対し、町の避難実施要領に基づき、消火・救助・救急活動に支障がない範囲で、住民避難時の誘導支援や、避難行動要支援者等の輸送支援に関する協力を要請する。
- ④ 消防団は、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

図8 県による避難住民の誘導の支援等



- (3) 自主防災組織等に対する協力の要請
避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等地域のリーダーに対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。
- (4) 避難住民の輸送の要請等
町外避難等避難住民の輸送が必要な場合、県との調整により、輸送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。
指定公共機関の手配が困難な場合、県と調整の上、協定業者等に輸送の協力を要請する。
- (5) 協定業者、協定締結機関等に対する協力の要請
- ① 人員輸送支援のため、県と調整の上、運送関係の協定締結業者に協力を要請する。
 - ② 避難住民への給食・給水支援のため、災害時物資支援協定締結業者等に物資の提供を要請する。協定業者の協力を得ても不足が予想される場合、県に要請する。
 - ③ 福祉避難所用施設に、開設準備を要請する。（町域内で要避難地域外の場合）

- ④ 町の医療支援要員が不足する場合又は医療救護班が必要な場合、粕屋医師会に派遣を要請する。
- ⑤ 避難所用品等のリース業者に、避難施設開設のための物資の提供を要請する。
- ⑥ 地域内輸送拠点締結業者に、物資輸送を要請する。

(6) 要配慮者（避難行動要支援者）への配慮

- ① 高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、「避難行動要支援者支援班」を設置し、要配慮者利用施設、社会福祉協議会、民生委員児童委員等と協力して、要支援者への連絡、移動手段の調整等を行う。
- ② 施設管理者等に対し、施設利用者家族への連絡を依頼する。

(7) 病院等要配慮者利用施設の避難

- ① 病院、福祉施設、保育所等自力で避難することが困難なものが入院、入所、滞在等する施設の避難は、施設管理者が必要な措置を講ずるよう努める。（県計画103p）
- ② 町は、施設による対応が困難な場合、要請に応じ、必要な支援を検討する。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域に留まる者に対し、避難の必要性を丁寧に説明し同意の獲得に努め、速やかな避難に資する。

この際、避難の妨害、危険行為等を行う者に対し、警察官、国民保護措置に従事する職員は、必要な警告又は指示を行う。（県計画98p(6)）

(9) 避難間の防犯・警戒の措置

- ① 警察等との連携、地域と協力した防犯活動等により、避難間、状況浮動に付込んだ犯罪の予防や、要避難地域の防犯の措置を取る。
- ② 状況が警察の対処能力を超えるおそれがある場合、自衛隊に派遣を要請する。

(10) 避難時の家庭動物（ペット）の保護等

家庭動物を所有する町民が避難する場合、以下のいずれかの方法で動物の保護に努める。また、危険動物を飼育する住民に対しては逸走予防の万全を徹底させる。

- ① 家庭等に残置し、餌やり等のために短時間帰宅する。（町内避難の場合）
- ② 避難間の給餌の処置の上残置する。（小動物を飼育している小学校等を含む）
- ③ 各家庭がペットを帯同し、各自計画により要避難地域から車両等により離脱する。（町内避難の場合は、同行避難または車中泊場所を準備する）
- ④ 各家庭で、要避難地域外のペットホテルを利用する。
- ⑤ いずれも困難な場合、町が保護する。（県計画・旧町計画）

ア 保護の前提は、以下のとおりとする。

- ・ 予防接種の終了・ICチップ等逸走時の処置ができていること
- ・ 基本的なしつけができていること
- ・ 飼料は、ペットとともに各家庭が携行すること

- ・ 明確な過失がない限り、保護間のペットの死傷に責任を負わない
- イ 状況に応じ、ペット・ボランティア等を募る。（町内避難の場合）

別添 8 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（令和 2 年環境省告示第 53 号）

4 避難形態ごとの避難要領

(1) 屋内退避の指示

- ① 防災行政無線による即報のほか、町広報車等により即時退避を呼び掛ける。
- ② 消防団他、消防、警察等と連携して、屋内退避を呼び掛ける。

(2) 町内での避難

- ① 町が指定した避難施設に、原則として徒歩で移動する。
この際、経路表示等を準備し、避難者に分かりやすい誘導に努める。
徒歩移動が困難な場合は、努めて乗合わせにより移動する。困難な場合は、町のマイクロバス等（オアシス号を含む）を利用して移動する。
- ② 避難施設に当初職員 2 名を配置し、避難住民の受入れ（受付）、支援等を行う。
収容後、必要に応じ、職員等を増援する。
- ③ 要配慮者がいる場合、関係課から支援・調整要員（各 1 名基準）を派遣する。
- ④ 避難時の家庭動物の取扱いは、避難実施要領に従い実施する。

(3) 町外への避難誘導

- ① 行政区自治会等実施単位ごとに、避難住民の把握を依頼する。（実施単位ごとの集合場所（一次集合点（仮称）は、各実施単位計画））
- ② 要避難地域に、小中学校等が含まれる場合、児童生徒は、家族とともに行動するが、それが困難な場合は、依頼先をあらかじめ定めておく。
- ③ 各実施単位は、それぞれ徒歩で集合場所に移動を基本とする。
徒歩移動が困難な地域には、町（協定業者車両を含む）の車両を検討する。
- ④ 集合場所到着後、避難住民受付（安否確認を兼ねる）の後、準備した大型車両に分乗して避難先施設に移動する。
- ⑤ 要配慮者等徒歩移動に支障がある避難者は、各自車両で集合場所まで移動し、避難受付（同上）の後、各自の車両で避難先施設に移動する。
- ⑥ 集合場所に、県との調整の上、避難住民受付（同上）及び輸送車両割当・誘導要員 3 名（基準）を配置する。
- ⑦ 移動間の人員掌握及び避難先施設の情報連絡員として、県と調整の上、移動車両に職員 1 名（基準）を同行させる。（情報連絡員は、滞在が長期に及ぶ場合、1 週間を基準として交代）
避難住民に要配慮者が含まれる場合、県と調整の上、関係課等から、支援・調整要員（各 1 名基準）を同行させる。

(要配慮者及び家族は各自車両で避難先施設に移動することができる。)

- ⑧ 要避難地域にある要配慮者利用施設は、地域外にある同業種施設に分散避難する。
この際、当該施設に対し、利用者家族への連絡を行うよう依頼する。
- ⑨ 家庭動物（ペット）等の保護措置は、5 (10)に同じ

(4) 避難住民の帰還のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の帰還実施計画を策定し、避難住民を計画的に整斉と復帰させる。

5 事態ごとの避難等要領

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、ミサイル発射から着弾までの時間が極めて短いため、警報が発令されたときは、町全体に緊急避難(屋内退避)を指示する。

ミサイル発射の警報が発令されたときは、近傍のコンクリート造り等堅ろうな施設や建築物の地階等に避難する。

- ② 町内に着弾した場合、着弾直後、県と調整の上、弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内待機を継続するか、速やかに避難の指示を出すかを県等と調整の上で判断する。

NBC弾頭は、当時の気象状況等により、汚染物質が広範囲に及ぶ場合もあるため、弾種の特定を速やかに依頼するとともに、被災地の状況等から判断して、結果を待つことなく、風下以外の方向に先行的に避難を行う。

- ③ 急襲的な航空攻撃も、町民等の避難は同様に対応する。夜間の攻撃にも対応できるよう準備する。

(2) 特殊部隊等による攻撃の場合

- ① 特殊部隊等による攻撃は、事態認定前から武力攻撃事態終焉までの間、時刻と場所を問わず、不意急襲的に実施される。

- ② これらの特性から、避難の指示以前に被災する場合もあり、町域が攻撃を受けた場合、近傍の町民等は、速やかに当該地域から離れるか、堅牢な建物に退避する。

町は、現地本部班等を近傍に派遣し、状況を確認するとともに、警察等と共同して、町民等の避難誘導及び規制区域等の設定に当たる。

このため、かかる攻撃の兆候等を発見した場合は速やかに県等に報告するとともに、県等から警報等を受けた場合は、町民等が整斉と行動するよう伝達する。

攻撃後も脅威が継続する場合は、後刻避難の指示の可能性があると留意する。

- ③ 特殊部隊等による攻撃に対して国等が対処を行う場合、町は、当該地域から、速やかに町民等を避難させる。

この際、県、自衛隊等と緊密に連携し、退避継続か避難かを至当に判断して速やかに実施する。必要に応じ、避難車両への警護を要請する。

避難の時間的余裕がない場合は、堅牢な建物に屋内退避し、室内において遮蔽

物の陰で低い姿勢をとり、確実に施錠させる。

要配慮者施設、生活関連施設等迅速な避難が困難な場合、屋内退避と施錠を確実にした上で、町に状況を連絡する。

町は、速やかに県に報告するとともに、警察、自衛隊に巡回等を依頼する。

(3) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻における避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となるため、我が国全体としての総合的な方針を待って対応する。
- ② 町が避難する場合は、全域避難となる可能性があるため、町外避難を前提とした避難要領を事前に検討する。特に、町長以下町民全体が避難する場合の町内の警備等の要領、調整等のための残留職員選定の考え方等を検討する。
- ③ 一方、侵攻正面からの広域避難受入れに対する協力が必要となる可能性があるため、受入施設、給食、給水支援等の基本的要領について事前に計画する。

(4) NBC攻撃の場合

① N（核）攻撃

ア 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃直後は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に退避し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。

イ 熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの被害を受けるおそれがある地域（放射線／爆風影響区域：爆心地から半径数kmから数十km）については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。

住民の避難に当たっては、放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避け、爆心地から遠くへ避難させる。

その際、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨衣等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

② BC（生物化学剤）攻撃

ア 攻撃直後、弾着地近傍（汚染物質等が飛散する範囲の地域で、退避のいとまがない）の町民等は、速やかにその場を離れ、屋内、車両等に退避し、すべての窓等を締めて、汚染された空気が流入しないようにする。

イ 生物剤による攻撃で、ヒトや動物を媒体とする場合は、その時期、場所等の特定が通常困難であるため、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

ウ 弾着地から離れた地域（避難の時間的余裕がある地域）に対しては、県に報告するとともに、町民等が速やかに風下以外の方向に退避するよう警報を発令する。
困難な場合は屋内に退避する。

* 細部は、第3編第7章第2「武力攻撃災害及びNBC攻撃による災害への対処等」(90p)参照

6 避難実施要領の伝達等

(1) 住民等への伝達

県への報告後、住民等及び関係団体に対し、避難実施要領のうち必要事項を簡潔に伝達する。細部は、避難の代表者に対する説明会、FAX等により伝達する。

時間に余裕がない場合、行動に必要な最小限の情報を速やかに伝達して町民の行動を促す。近い将来避難の可能性がある場合、行動の概要を事前に周知し注意を促す。

(2) 町の事業者等への伝達

① JR等公共輸送機関、スーパー等商業施設、要配慮者利用施設についても、避難の指示が確実に伝達できるよう情報共有を図る。

② 学校等、要配慮者利用施設に対し、避難の指示及び避難実施要領を伝達する。
この際、要請に応じて、関係対策チームから所要の支援を行う。

(3) 報道関係機関への伝達に連携した町の広報による町民等の不安の除去

避難実施要領の主要な内容を提供するとともに、町の広報として可能な範囲で事態の状況、町の対応等について情報を提供し、避難住民の不安の緩和に努める。

この際、SNS等流言飛語に惑わされないよう注意喚起する。

(4) 広報等に連携した安全確保の処置

町広報や報道による情報提供の結果、テロの目標となる等住民の安全が脅かされるおそれがないよう、集合場所に警備を配置する等町民等の安全確保に万全を期す。

第3 避難の誘導等の実施

1 町の避難誘導の概要（法62条）

(1) 県・町・関係機関が緊密に連携した避難誘導

- ① 避難誘導は、県の避難の指示に基づき、県等と調整の上、町職員、消防団、関係機関等と地域住民が相互に協力して避難住民を誘導する。

消防団は、団長の召集があるまで、団の消火、救助活動を妨げない範囲で地域の避難を支援する。

- ② 避難の実施に先立ち、時間の余裕に応じ、町対策本部の合同調整所に避難実施調整所（仮称）を設置し、関係職員、関係機関等を参集して、最終的な調整等を行い、認識の統一を図る。

- ③ 避難誘導の実施に当たっては、避難実施要領に従い、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行うのを基本とするが、緊急の場合には、状況に応じた方法をとる。この際、要配慮者等の移動、避難等に十分配慮する。

(2) 町職員関係者への伝達及び職員の選定等

事態の状況、避難実施要領及び職員の配置、部署割当て等勤務要領を伝達し、認識を整合させるとともに、避難住民の集合開始時間までに配置を完了し、避難誘導が可能な態勢を確立する。

2 町国民保護対策本部（法24条）

(1) 避難誘導に係る状況の把握

- ① 避難状況の把握

町対策本部総括班は、各現地活動部署から、地域等の避難の準備状況等、避難住民の集合状況等詳細の状況を現場活動職員等から把握する。

問題等が発生する場合は、先行的に処置し、避難が遅滞しないように努める。

- ② 関係機関等の状況の把握及び調整

総括班合同調整所は、関係機関の情報連絡員（リエゾン）とともに、各機関の状況を把握するとともに、避難の誘導に関する所与の調整を行う。

福祉課、健康課は、要避難地域にある要配慮者利用施設の状況を把握し、総括班長に報告する。

産業観光課は、商工会等を通じ、要避難地域にある事業所の状況を把握する。

都市整備課及び産業観光課は、町道等、林道等の状況を把握する。

- ③ 住民問合わせ等への対応

電話対応班は、住民の問合せに対応するとともに、住民から得られる情報を聴取し、情報班に提供する。

- ④ 総括班長は、必要の都度県に状況を報告する。（災害時総括報告責任者）

(2) 避難に係る情報の収集・整理

- ① 情報班は、周辺情勢、町域の治安状況等を収集し、整理して本部長等に報告する。
- ② 県等から避難経路の道路状況に関する情報を収集し、整理して関係者に提供する。
- ③ 移動間の気象状況を把握し、関係者に提供する。

(3) 広 報

- ① 広報・情報発信班は、総括班と連携して、避難に関する広報を行う。
- ② 報道関係者に対する記者発表等を計画・実施する。
この際、町民等の不安感の緩和と町及び町長に対する信頼感の醸成に留意する。
- ③ 町の活動状況を記録・発信する。

(4) 物資等配布及び輸送調整

- ① 物資管理・輸送調整班は、備蓄物資をもって、避難住民に対する給食・給水支援を実施する。備蓄物資では不足する場合、総括班長にその旨を報告する。
- ② 県担当に対し、総括班を通じあるいは直接、避難住民の移動に要する輸送手段を調整する。
この際、平時の運送業者に関する基礎資料等を活用するとともに、必要に応じ県との調整により、新たに収集する。

(5) 人的な応援所要の把握・調整

- ① 総括班総務係は、関係職員の状況を把握する。
- ② 総括班長の指示に基づき、現地活動人員の配分等について各課と調整する。人員が不足する場合総括班長に報告する。

(6) 管理支援・情報通信班

- ① 国民保護措置に従事する職員等の給食・仮眠、関係機関情報連絡員の執務室等を調整、確保する。
- ② 現地活動に従事する職員との通信を確保するとともに、国民保護対策組織内の情報通信基盤を確保する。この際、総括班と調整し、関係者間の情報共有手段を準備する。

3 現地活動職員の行動

(1) 町外避難

① 集合場所勤務員

ア 避難住民の受付及び安否確認

- (ア) 集合場所を表示する。
- (イ) 避難のため集合した住民を受け付け、記録する。
- (ウ) この際避難に応じなかった住民を把握し、実施単位ごと把握した都度本部総括班に報告する。

イ 避難住民の車両配分

(ア) 割当てられた移動車両を整列させる。

(イ) 輸送調整班員は、配分された車両に、避難住民を割当てる。この際、努めて避難実施単位を分けずに割当てるよう留意する。

② 移動車両同乗要員

ア 県との調整により、移動車両に職員の同情を要請された場合、福祉課・健康課・総務課等の職員のうち2名を同乗するように調整する。

イ 同乗要員は、移動間および避難先における町との情報連絡員を兼務する。

③ 要避難地域巡回要員

ア 同巡回要員は、警察等と連携し、要避難地域の残留者に対する説明・説得及び避難後の同地域の防犯・警戒に当たる。

イ 残留者がある場合は、速やかに対策本部に報告する。

④ 現地調整所

複数の関係機関が住民避難に関わる場合、必要に応じ現地本部班を派遣し、現地調整所を開設して調整に当たる。

⑤ 町全域避難時の対応

基本的には同様であるが、移動車両が多数必要となるため、より大規模な集合同場所等が必要となる。移動準備が完了した車両から車両Gpごと出発させる等当時の状況に合わせて臨機に統制する。

⑥ 当初選定された職員以外は、当面待機とし、総括班の指示により、各勤務場所の増援又は交代要員となる。

(2) 町内避難における避難所開設・運営

① 基本的には、災害時の避難所と同様とする。

② 避難所の運営は、当初、町職員が実施するが、逐次応援要員等と交代する。

③ 町の保健師は、災害時同様、統括保健師が一括運用する。

④ 警察等と連携して、避難所に対する襲撃への警戒、地域の防犯に努める。

(3) 屋内避難（緊急退避）における巡回広報

防災行政無線の放送及び車両による巡回広報をもって屋内避難を呼び掛ける。

(4) 現地活動職員等の安全確保の処置

現地活動職員等は、チェックリスト等により、活動開始前に日々の安全を確認する。開始前に危険を承知又は予測される場合、速やかに総括班長に報告する。

活動間危険が迫った場合には、速やかに安全確保の処置をとるとともに、速やかに対策本部に報告する。

このため、出発前の通信の確認、現地到着時の連絡交信等を確行し、常時通信の確保に留意する。

別紙14 「活動時安全確保チェックリスト」

第5章 救 援

1 県の救援に対する協力(法76条)

県から救援に関する協力の要請があった場合、次に掲げる基本的な措置のうち、県との役割分担に従って救援を実施する。

表16 救援の措置

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 収容施設の供与② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与③ 医療の提供及び助産④ 被災者の捜索及び救出⑤ 埋葬及び火葬⑥ 電話その他の通信設備の提供⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理⑧ 学用品の給与⑨ 遺体の捜索及び措置⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |
|--|

* 34p 表11 「救援のために町が協力すべき事項」と同じ

2 関係機関との連携

(1) 県との連携

- ① 町は、努めて早期から緊密に連携し、救援の10項目について、相互の役割の具体的な分担を調整する。
- ② 10項目以外の事務等に対する補助についても、調整に応じて実施する。
- ③ 国・県が現地調整所を被災地近傍に設置する場合、可能な限り協力するが、困難な場合は県に要請する。（県計画では、国県の現地調整所は市町村が設置）

(2) 日本赤十字社との連携

県が日本赤十字社に救援の措置又はその応援を委託した場合、必要に応じ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(3) 緊急物資の運送の求め(法79条)

町は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の実施

(1) 救援の基準等

「国民保護法による救援の程度及び方法の基準」*（以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画に基づき、県との役割分担の調整の上救援を行う。

* 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」

（平成25年内閣府省告示第229号）

(2) 県と連携した救援の実施

① 収容施設の供与

ア 避難住民等の収容施設に関する情報を提供する。

イ 避難施設の開設・運営要員は、別途調整する。

ウ 福祉避難所は、利用者により必要な機能が異なるため、別途調整する。

エ バリアフリー等要配慮者への配慮は、要配慮者利用施設に依頼する。

一般避難所は、開設時以降逐次調整する。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 町の非常用備蓄に関する情報を提供するとともに、協定業者等に物資の提供を要請する。配分については県と調整する。

イ 提供を受けた物資等は、地域内輸送拠点（協定締結業者倉庫）等、災害に準じて集積し、協定輸送業者により輸送するよう調整する。

③ 災害に準じた医療の提供及び助産

ア 町内の医療機関に関する情報を提供する。応急救護所は、医療機関に要請する。

イ 医師会に災害医療班を要請する。医薬品の確保は、県等に要請する。

ウ NBC攻撃等による被害者の特殊な医療活動は、県・医師会に要請する。

エ 町対策本部に医療調整所を設置し、医療活動の状況把握及び所要の調整を行う。

④ 災害時に準じた被災者の捜索・救出及び遺体の捜索

ア 町内で発生した武力攻撃災害等により、人的被害が発生又は発生のおそれがある場合、町職員、警察、消防、消防団をもって捜索・救助活動に当たる。

イ 被害が多数予想される場合、自衛隊の派遣を要請する。

ウ 被災地近傍に現地調整所を開設し、活動部隊等の現地調整に当たる。

エ 町全域の救援運用は、町対策本部合同調整所で調整するのを基本とする。

⑤ 災害時に準じたご遺体の措置及び埋火葬

ア 遺体安置所・火葬場等の主要能力等の把握及び情報提供を行う。

イ 状況に応じ、警察と緊密に連携して、要避難地域外に遺体安置所を開設する。

ウ ご遺体の洗浄、納棺等の手配等は、災害に準じ協定葬祭業者を要請する。

エ 警察が実施する遺体の検視見分を支援する。

オ ご遺族に対する火葬場の手配及び火葬許可手続き、身元不明者等の仮埋葬、遺品等保管等を行う。町の能力を超える収容等の調整は、県に要請する。

⑥ 武力攻撃災害による被災住宅の応急修理及び土石、竹木等の除去

協定締結業者、商工会、住宅流通促進協議会等と連携し、県と調整の上対応する。

- ⑦ 学用品の給与
 - ア 被災児童生徒数、学用品等の所要数等状況把握及び提供
 - イ 提供態勢の構築
- ⑧ 電話その他の通信設備の使用に関する協力
 - ア 町域にある通信設備等に関する情報共有
 - イ 避難所への通信回線設置工事等に関する調整・協力
 - ウ 要配慮者に対する情報の提供等に関する調整・協力

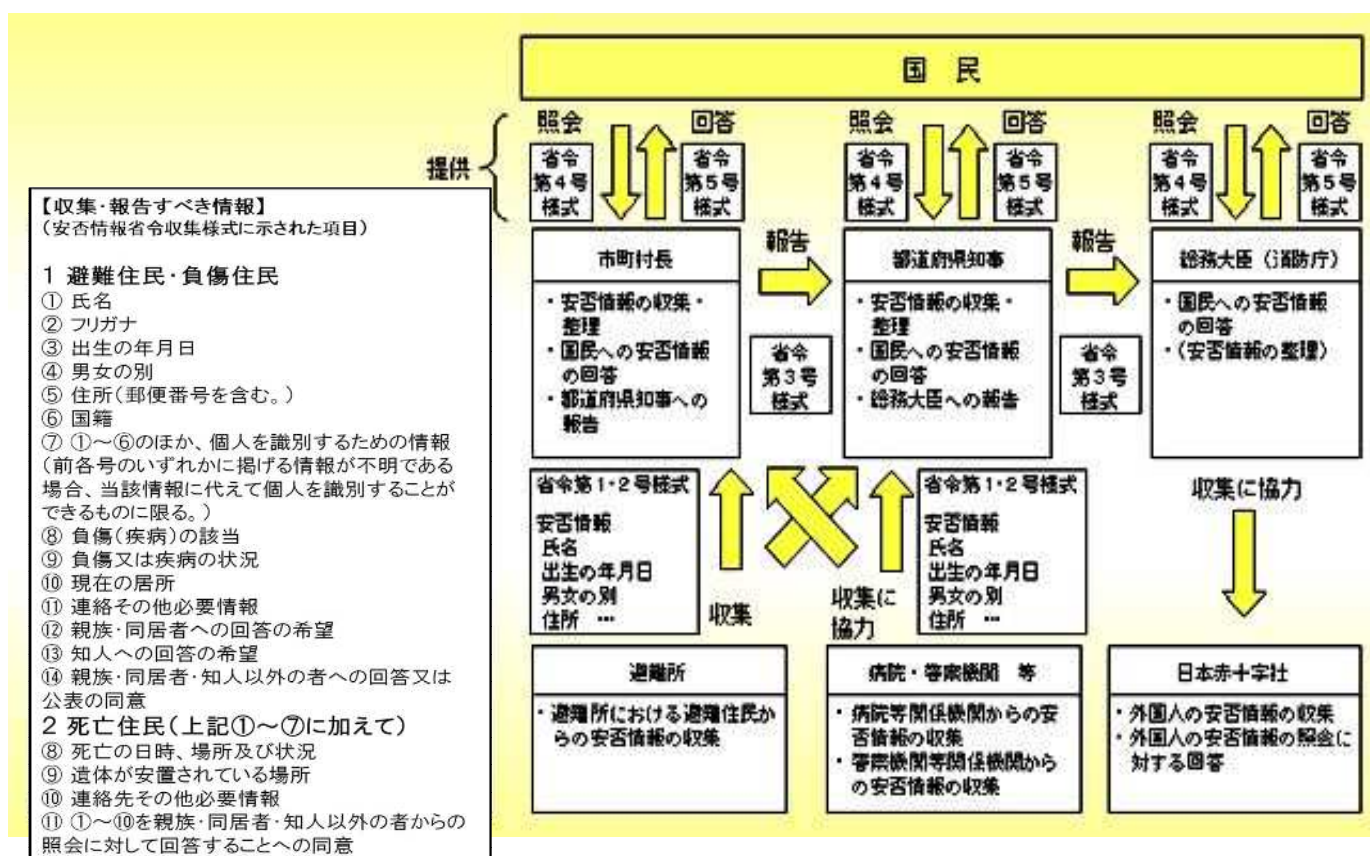
別紙15 「救援における県と町の役割分担確認チェックリスト（調整項目）」

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供は、他の国民保護措置の実施状況を踏まえ、その緊急性や必要性に留意して行う。第6章では、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答に関して必要な事項を記述する。

国民保護措置時の安否確認は、安否情報の基礎資料等となるため、避難の集合時等結節時に実施する。

図9 安否情報の収集、整理及び提供の流れ



1 安否情報の収集(法94・95条)

(1) 安否情報の収集

安否情報は、町避難所、医療機関、小中学校等、町民等から行うとともに、県警察への照会などにより行う。

安否情報の収集に当たっては、住民基本台帳、外国人登録原票等町が保有する情報等を活用して行う。この際、個人情報等の扱いに十分に留意する。

(2) 安否情報提供の協力要請

広報等により安否情報の提供を呼び掛けるとともに、医療機関等関係機関に対し、活動間知り得た安否情報を提供するよう要請する。

(3) 安否情報の整理

収集した安否情報は、重複を排除し、情報の正確性の確保するよう努める。

2 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 対策本部に安否情報の照会窓口を開設するとともに、電話番号等連絡先を住民に周知する。
- ② 町民等からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号を使用して受付ける。
ただし、緊急を要する場合や照会者が遠方の場合等書面の提出が困難な場合は、口頭、電話等による照会も受付ける。

(2) 安否情報の回答要領

- ① 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱い・保管に十分留意する。
- ② 安否情報に関する資料・データの保管場所を明確にする等管理を徹底し、逸失等の未然防止に万全を期す。
- ③ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとする。
負傷、疾病等の状況の詳細、死亡の状況等特に慎重な取扱いが必要な情報は、回答前に確実に対策本部総括班長の承認を得る。

表17 安否情報の回答要領

	項目	対応要領	備 考
ア	使用書式	安否情報省令第4条に規定する様式第5号	
イ	回答の要件	(ア) 照会者の本人確認 (イ) 当該照会が不当な目的によるものではなく、 (ウ) 照会により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるとき (エ) 総括班長(総務課長)の承認	身分証明書等
ウ	回答の内容	照会対象者が、 (ア) 避難住民に該当するか否か、 (イ) 武力攻撃災害により死亡又は負傷しているか否かの別 * 照会対象者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が求める項目に応じ、 <u>必要と考えられる</u> 安否情報を様式第5号により回答	・回答記録簿を作成 ・重複情報の有無や真偽不明確な場合はその旨を記録
エ	回答時の記録	(ア) 回答日時 (イ) 紹介者の本人確認書類(複写) (ウ) 回答を行った担当者 (エ) 照会者・対象者の氏名・連絡先等	

3 県に対する報告

県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号を使用し、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

4 日本赤十字社に対する協力（法96条）

日本赤十字社は、外国人の安否情報を収集する。

町は、同福岡県支部の要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっては、3（2）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

別紙9 「安否情報のために収集・報告すべき情報」

別添2 「安否情報省令（R6.12.2改定）」

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的事項（法97条）

武力攻撃災害への対処は、原則として町が対策本部設置地方公共団体に指定され、国、県からの指示と密接な連携の下で実施される。

武力攻撃においては、特殊な攻撃や複合的な攻撃が行われる場合があり、対処時の安全の確保に十分留意するとともに、関係機関との緊密な連携のもとで活動を行う。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 国、県等の指示に基づく対処

- ① 一般的に、武力攻撃事態において、武力攻撃に起因する人的物的被害(武力攻撃災害)が生じた場合、町は、「対策本部設置地方公共団体」に指定される。
- ② 武力攻撃災害が疑われる事案が生起しても、対策本部設置地方公共団体に指定されない場合は、速やかに県を通じ、国に対して町の指定を要請する。
- ③ 町は、国、県等の指示等に基づき、警察、消防等関係機関と協力して、町域における武力攻撃災害に対処する。

(2) 県対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処において、多数の死傷者が発生し、町の対処能力を超える場合、NBC攻撃により特殊な災害が発生した場合、複合災害等により危険な状況で対処しなければならない場合等町独自の対処が困難な場合、県対策本部長に対して必要な措置を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃災害の対処に従事する職員に対し、必要な情報の提供、特殊標章の着用等安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の報告（法98条）

(1) 対策本部への通報

- ① 事態認定前において、不審火の連続発生や堤防・ダム等の突然の決壊、毒物等による動物の大量死、不発弾の発見等武力攻撃災害の兆候を発見した者は、国民保護措置関係者であるなしにかかわらず、速やかに、町対策本部等に通報する。
- ② このため、町民等、関係機関に対し情報の提供を呼び掛ける。
不審者、不審物等異常を発見した場合は、安全の確保に十分留意し、不用意に接近することなく、速やかに通報するよう強く要請する。

(2) 県への即報

武力攻撃災害の兆候を発見又は通報を受けた場合、重要な兆候は、事態認定に発展する場合があるため、速やかに県に報告する。

この際、安全確保に留意し、1 H 5 Wで詳細な情報の提供に努める。

第2 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設の重要性から、国の方針に基づき、県等関係機関と連携して、努めて武力攻撃災害が生起する前に必要な対処を行うほか、必要に応じ、周辺住民の安全確保等の措置を取る。

1 生活関連等施設の安全確保（法102条）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町内等の生活関連等施設（町が管理する施設を含む）において、武力攻撃災害が生起した場合、町は、施設管理者、関係機関等から施設の被災状況及び対応状況等を収集する。必要に応じ、被災現場に職員を派遣して直接状況を把握する。

収集した情報は、県に速やかに報告し、関係者間の相互の情報共有を図る。

(2) 安全確保の措置

① 武力攻撃等が繰返される可能性も考慮し、施設管理者に警備の強化等を求める。
（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。）

② 周辺住民等の安全確保

必要に応じ、施設周辺の町民等に緊急退避を指示、立入規制区域等の設定を行い、住民等の安全確保と被害の拡大回避、消防、警察等の円滑な対処等に資する。

2 危険物質等に対する武力攻撃災害の防止及び防除（法103条）

(1) 危険物質等に関する措置命令

危険物質等に対する武力攻撃災害を防止するため、緊急の必要がある場合、危険物質等の取扱者に対し、必要な措置をとることを命ずる。

避難住民の輸送のため、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と調整を行う。

表18 町長が措置を命ずることができる危険物質等及び措置

対象	消防本部等所在町の区域に設置される消防法第2条第7項(同法9条の四の指定数量以上)に規定された危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取扱うもの (法施行令第29条)
措置	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (危険物については、消防法第12条の3) ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (法103条第3項二) ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 (法103条第3項第三)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

- ① 生活関連施設と同様、危険物質等の取扱者に対し、警備・管理の強化を求める。
- ② 措置をとるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3 応急措置等

町に武力攻撃災害が発生した場合、速やかに退避の指示等所要の応急措置を行う。

武力攻撃災害が発生し、県が緊急の必要があると認める場合、直接町民等に対する退避の指示や町域における警戒区域の設定等を行う。町は、県の指示を承知したならば、じ後の通知を待つことなく、指示の内容を実施し、県に報告する。

1 退避の指示（法 1 1 2 条）

(1) 町が、武力攻撃災害の発生を承知した場合の処置

① 町が特殊部隊等による攻撃等の発生を承知した場合、町防災行政無線、広報車等により、町民等に速やかに緊急退避を指示するとともに、処置事項を県に報告する。指示を解除した場合も同様とする。

② 退避の指示に先立ち、警察、消防、自衛隊等関係機関に通知し、相互に連携して、立入制限*を行うとともに、状況の把握及び認識共有を図る。

③ 町が実施する退避の指示等の要件

ア 退避は、武力攻撃災害に対して町民等が避難行動を行った場合、人的被害が拡大するおそれがある場合に実施する緊急処置である。

災害発生地点から距離がある等避難の余地がある場合、県と調整の上、一部でも避難を追求するか、退避を継続するかを判断する。

イ 福岡市等近隣市町村に対して弾道ミサイルの落下又は不意急襲的な航空攻撃が予想され、県から指示がなかった場合で、町内に対して不規弾等が予想される場合、町民等に対し屋内退避を指示する。

ウ 特殊部隊等による攻撃又はNBC攻撃が疑われる武力攻撃災害で、町民等が避難するいとまがない場合、屋内退避を指示する。

(2) 県等の退避の指示に伴う処置

県は、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる。

県の退避の指示を承知したならば、指示の内容に従い、以下の活動を行う。

① 防災無線、広報車等による「退避の指示」の伝達を開始する。

② 町民等の退避の状況を把握し、県に報告するとともに、指示の細部内容、応急措置に関する県と町の役割分担等について調整する。

別紙13 「県の指示等の例」

2 町の事前措置及び県の事前措置等への町の対応（法 1 1 1 条）

(1) 武力攻撃災害が発生するおそれがある場合、災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の管理者等*に対し、設備・物件の除去、保安等必要な措置を指示する。

* 管理者等：占有者、所有者または管理者

(2) 県は、緊急の必要がある場合、管理者等に対し必要な措置を指示する。

県から通知を受けた場合、町は、事前措置の履行状況を把握し、指示を徹底する。

必要に応じ、県に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、放射性物質管理者が安全確保のために必要な措置を講ずるように、県が要請するよう求める。

3 警戒区域の設定(法 114 条)

(1) 町・県の警戒区域の設定（警戒区域設定の要件）

① 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、住民からの通報、関係機関からの情報等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定*を行う。

② 県、警察又は自衛隊から警戒区域を設定した旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等の情報提供を受け、認識を共有する。

※ 警戒区域内への立入制限等に対する違反には、罰則がある。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察及び自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

NBC 攻撃等により汚染された疑いがある地域については、専門的な知見等を有する機関の助言等を踏まえて区域を設定する。

② 警戒区域は、ロープ、標示板等で明示して住民に広報・周知し、武力攻撃災害への対処を行う者以外は、当該区域への立入を制限・禁止し又は退去を命ずる。

③ 必要に応じ、職員を配置し、警察、消防等と連携して、車両、住民等が立入らないよう必要な措置を講ずる。

④ 県、警察、消防、自衛隊等関係機関と認識の共有及び活動の調整を行う。

⑤ 放送事業者に対して、県を通じあるいは直接警戒区域の設定を通知し、町民等の帰還・立入等の自粛を要請する。

4 応急公用負担等(法 113 条)

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管する）

5 消防に関する措置等（法 115－120 条）

(1) 消防の活動

消防は、国民保護法、消防組織法、消防法等に基づき、消火及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除する。

消防は、町及び警察等関係機関と連携して、武力攻撃災害に対処する。

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下、消防団が保有する能力に応じ活動を行う。（消防組織法）

この際、各消防指揮官は、隊員・団員等の安全確保に十分留意する。

(2) 町が行う消防に関する措置

武力攻撃等の対処に当たり、被害状況等の把握に努めるとともに、合同調整所、現地調整所等を設置し、救助・救急等に従事する機関の活動調整を行う。

この際、活動等に必要な情報の共有を図る。

(3) 消防に関する応援の要請及び受入れ

① 応援の要請

町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、消防長等と調整の上、福岡県消防相互応援協定、福岡都市圏市町消防相互応援協定等消防に関する応援協定等に基づき、応援要請を行う。

さらに増援が必要と判断した場合は、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

② 消防の応援の受入れ

消防に関する応援要請を行った場合又は国・県が町に対する増援を指示した場合、応援部隊の進入が円滑に行なわれるよう、救助拠点の確保等応援の受入れに必要な調整を行う。

6 退避の指示に従事する職員等の安全確保（法 110 条）

① 警戒区域の設定、退避の指示等現場に派遣される職員の安全の確保に最大限留意し、最新の状況を共有するほか、不測の事態に対応できるよう、派遣職員との通信を確保するとともに、不測事態対処要領を準備する。

② 現場においては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分に連携し、二次被害等被災の未然防止に万全を期す。

③ 現場派遣の職員は、必ず特殊標章等を着用する。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害への対処は、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）によるほか、状況に応じ必要な措置を行う。

NBC攻撃による災害への対処において、被災現場に接近できない場合や状況不明な中、場合等迅速に判断しなければならない場合、あらかじめ定めた対応要領を修正して対応する。また、対象国等から核の恫喝があった場合、国、県の指針等に従い必要な措置をとる。

1 武力攻撃原子力災害時の対処(法105－108条)

武力攻撃原子力災害が発生した場合、県地域防災計画によるほか、要請に応じ、広域避難の受入れを検討する。

併せて、状況に応じ、町内の警戒、国民生活の安定に係る措置を行う。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に通知するとともに、連携して応急対策を行う。
- ② 県から、原子力施設周辺（UPZ圏内）からの広域避難受入の要請があった場合は、その可否について検討し県と調整する。
- ③ 町域において、核燃料輸送時等に原子力災害が発生し、町が、国、県より先に放射性物質の放出等を承知した場合は、速やかに県担当に報告するとともに、消防、警察、自衛隊等関係機関に緊急通報を行う。

近傍の住民に対しては、消防・警察と連携して、屋内退避を指示するとともに、県と調整の上で下記「N（核）攻撃災害時の応急措置」に準じた応急措置をとる。

(2) 住民の避難誘導

県から避難の指示があった場合、避難の指示を伝達した上、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

2 NBC攻撃災害時の応急措置（法107条）

NBC攻撃は、ミサイル、砲爆撃、ドローンによるほか、特殊部隊等によるテロの手段になる場合がある。

NBC攻撃に対する対処は、初動時の迅速な退避及び避難の段階と、その後の除染等の段階がある。

(1) N（核）攻撃災害時の応急措置

N（核）攻撃は、瞬時に広範囲に及んで莫大な被害を受ける。

ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆発と放射能による被害を

もたらしことから、攻撃場所から直ちに離れ、努めて近傍の地下施設等に避難する。

- ① 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃直後は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。
- ② 熱線、爆風等による直接の被害は受けないが、放射性降下物からの被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。
住民の避難に当たっては、放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避け、爆心地から遠くへ避難させる。
その際、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨衣等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

(2) B C（生物化学剤）攻撃災害時の応急措置

B C（生物化学剤）攻撃は、爆発による大気中等への拡散、食物等生活物資への混入等多様な経路で行われ、気象状況により汚染地域が広範に拡大した場合、多くの被害が出る可能性がある。

砲爆撃によらなかった場合、察知が遅れる場合がある。

このため、攻撃を察知した場合は、現場近傍（汚染物質等が拡散する範囲の地域で、退避のいとまがない）の町民等は、速やかにその場を離れ、屋内、車両等に退避し、すべての窓等を締める。

- ① 生物剤による攻撃で、ヒトや動物を媒体とする場合は、その時期、場所等の特定が通常困難であるため、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。
- ② 化学剤による攻撃が行われた場合は、規制地域（汚染地域）を設定し、県等に速やかに除染の処置を要請する。
- ③ 攻撃現場から離れた地域（避難の時間的余裕がある地域）に対しては、県に報告するとともに、町民等が速やかに風下以外の方向に退避するよう警報を発令する。
それが困難な場合は屋内に退避する。
除染が終了し汚染による危険が去ったならば、速やかに警報解除の広報を行う。

(3) 県への即報

- ① N B C 攻撃が疑われる特殊な災害が生じた場合、速やかに県対策本部に報告し、被災現場の応急措置及び周辺地域の要避難地域の設定等必要事項を調整する。
- ② 被災地域の救助活動及び周辺地域の避難活動を同時に実施する可能性が高いため、県に対し、早期に自衛隊の派遣及び応援を要請するとともに相互の役割分担を調整する。
- ③ 県等を通じ、放送事業者に対して「町外にある町民等が、除染が完了し立入禁止等が解除されるまで汚染地域への帰還・立入の自粛を指示する広報」を要請する。

(4) 関係機関との連携

- ① 国、県から立入制限を行う旨の通知を受けた場合、警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、状況の把握及び認識共有を図る。
- ② 現地調整所を設置して、現地活動部隊等の状況把握及び活動調整を支援するとともに、対処全般は、町対策本部において調整する。
- ③ 警察、消防、自衛隊等と連携して、住民の退避、避難誘導、攻撃手段の判定（予測）、検知の調整等を行う。

(5) 現地で活動する職員の安全確保

除染活動等に従事する職員は、武力攻撃災害の状況等に応じ、汚染物質からの防護を万全にする。

現地で活動する職員等に防護服を着用させ、線量計等検知資器材を携行させる等職員の被ばく管理・安全管理を適切にするとともに、日々の活動終了時の除染や防護服の廃棄等を確実にを行い、安全の確保及び汚染の拡散防止に十分留意する。

武力攻撃事態認定等早期の段階で、原子力災害等防護のための資器材を県等と調整する。

* 細部は、県計画120, 121p参照

3 N B C攻撃災害後の措置

(1) N B C攻撃災害対処時の町長等の権限

県から汚染の拡大防止等のため、協力の要請があった場合、警察等関係機関と調整しつつ、以下を行うことができる。

- ① 表19の第1号から第4号を行うときは、当該措置の名あて人に対し、必要な事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（表中の占有者、管理者等）に通知する。

- ② 同 第5号及び第6号を行うときは、必要な事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

* 77p 表19 「N B C攻撃災害時の町長等の権限」参照

(2) 除染等に関する措置

町民等の避難が進捗後、あるいは併行して、汚染物質等の特定及び除染処置を要請し、汚染地域の早期解除に努める。

N（核）攻撃の場合、汚染が長期化するため、長期避難に必要な調整を行う。

この際、関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

必要に応じ、現地調整所を設置し、現場における状況の把握及び関係機関の活動調整の円滑化を図る。国、県が現地調整所を設置する場合は、県と調整する。

生物剤による攻撃の場合、保健所等との緊密な連絡に留意する。

(3) 国、県への除染や汚染への対応に対する協力

- ① 人的物的被害の状況把握及び報告
- ② 避難状況の把握
- ③ 死傷者の状況及び処置状況（移動制限等）
- ④ 汚染区域の状況及び処置（家屋等の状況、農産物・物資等の移動制限等）
- ⑤ 生活関連等施設への影響の有無及び程度（浄水施設、ダム等）
- ⑥ 道路等交通制限の状況の把握、共有

表19 NBC攻撃災害時の町長等の権限

	対 象 物 件 等	措 置	通知(掲示)すべき事項
1号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所) 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	・廃棄	
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	

第8章 被災情報等の収集及び報告（法126－128条）

1 武力攻撃及び武力攻撃災害の情報

武力攻撃の影響を判断するため、武力攻撃の状況を把握する。

2 被災情報の収集及び報告

(1) 人的被害の情報

- ① 安否情報及び負傷者情報は、現地活動職員、警察、消防等救援部隊等あらゆる部署等から情報を収集する。情報班をはじめ、各職員は入手した情報を速やかに本部に報告する。
- ② 避難者・残留者等は、避難誘導に従事した職員、避難施設、地域等から収集する。

(2) 物的被害の情報

① 家屋・公共施設・商業施設 等

現地にあるあらゆる組織から収集する。現場に派遣される現地本部班等職員は、自主積極的に収集する。

② 道路等ライフラインの被害に関する情報

ア 道路途絶、損壊等の情報は、県総合防災情報システム、JARTIC等から入手するとともに、現地活動職員等は、活動間に知り得た情報を本部に報告する。

道路情報は、避難実施要領の具体化、町民等の避難、救援のための物資等の輸送、関係機関の活動支援等のため、損壊なし等否定情報も報告する。

町外の交通状況が、町の国民保護措置等に影響を及ぼす場合も考慮し、町周辺の道路状況にも留意する。

イ 電気・水道・通信等生活関連インフラの情報を関係機関等から収集する。

この際、応急復旧予測の確認に留意する。

(3) 県への報告

被災情報は、別添3「火災・災害等即報要領」等に従い報告する。

重要事態等の発生等は、速やかに報告する。

3 その他の情報の収集

- ① 町の国民保護措置等を実施するため、県、国の状況及び周辺情勢等全般状況を把握する。
- ② 天候が活動に大きな影響を及ぼすことから、気象情報、明度資料等を収集する。
- ③ その他本部長の状況判断、意思決定等に資する情報の収集

別紙16 「武力攻撃災害等の被害情報の収集項目及び収集先一覧」

第9章 保健衛生の確保その他の措置

武力攻撃災害後、避難施設等の保健衛生の確保、発生した廃棄物の処理等を適時に行い、町民等の生活再建を支援する。

1 保健衛生の確保

町は、避難施設、避難先地域等において、避難住民等の状況等を把握し、状況に応じ、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生指導

避難先地域等において、県と連携し、医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この際、避難者等の心身双方の健康状態を把握するとともに、医療関係者、福祉関係者等が相互に連携し、高齢者、障がい者等要配慮者に対するきめ細やかな対応に留意する。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための広報、健康診断及び消毒等を実施する。

(3) 食品衛生対策

町は、避難先地域等における食中毒等を防止するため、食料品の適切な管理、喫食時の手洗い等消毒を行う。

この際、異物、毒物の混入がないか食料品・飲料水等の包装状態の確認も喫食者に注意喚起する。

(4) 飲料水の衛生対策

① 町は、避難先地域等における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 町は、地域防災計画に準じて、飲用水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足または不足すると予想される場合は、県に対して飲料水の応援を要請する。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域等の住民の健康維持のため、県、医師会と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理（法 1 2 4 条）

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 国が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要に応じ、国が定める特例基準に定める。

廃棄物処理業の許可を受けていない者は、係る特例基準に従い、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行った場合、町は、期限を定めて、廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を指示する等、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、「震災廃棄物対策指針」（平成30年環境省災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況、災害廃棄物の推定量等を把握するとともに、処理能力が不足又は不足すると予想される場合は、県に応援を要請する。

3 人的被害発生時の応急措置（法 1 2 2 条）

武力攻撃災害によるご遺体等は、手続きが可能な状況まで、遺体安置所で保管する。

武力攻撃事態が長期化して、当面火葬等が困難な場合、火葬場等が、要避難地域に指定される等火葬が困難な場合、被害者数に応じ、仮埋葬の処置を講ずる。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置（法 129－135 条）

武力攻撃事態等においては、生活関連物資が不足する可能性があるため、国民生活の安定に資する措置について記述する。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県、商工会等が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、災害の状況に応じ、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予、減免の措置等を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び水道用水供給事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共土木施設の適切な管理

町が管理する河川及び道路等の公共土木施設を適切に管理する。

第 1 1 章 赤十字標章等の交付申請及び特殊標章等の交付並びに管理

武力攻撃事態における医療行為に従事する保健師の赤十字標章及び同身分証明書(以下「赤十字標章等」という。)の交付を県に申請するとともに、国民保護措置等に従事する職員、消防団、協力者等の特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付、管理する。

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約「国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)」に規定される。

それぞれ国民の保護のための医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所、車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができる。

それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等の申請及び交付(法158条)

(1) 特殊標章の申請及び交付

- ① 国民保護措置等に従事する町職員及び消防団長並びに消防団員の特殊標章の申請及び交付は、
 - ア 警戒本部勤務員及び消防団長並びに副団長は、警戒本部設置時とする。
 - イ その他の町従事職員及び消防団員は、災害対策本部設置時とする。
- ② 増援等のため後から指定される職員等は、その都度行う。
使用車両に貼付する旗及び車両章(以下「旗等」という。)も同様とする。
- ③ すでに要請、委託を受けている業者、協力者等の申請及び交付は、①に同じ
- ④ あとから要請、委託を受けるものの申請及び交付は、その都度行う。

(2) 特殊標章等交付に係る事務

特殊標章等の申請受付・手続き・交付・保管/管理の事務は、町総務課が行う。

(3) 交付内容及び保管/管理

- ① 職員等には、帽子又はヘルメットに貼付する帽章、腕章及び身分証明書を交付する。
- ② 事態認定間、標章の保管は、各人が責任をもって保管する。
担当課は台帳をもって管理する。遺失等した場合は、速やかに報告する。
- ③ 事態認定期間終了後は、速やかに返納する。
- ④ 旗等は、使用時貸与し、帰庁時担当課に返納する。
- ⑤ 細部使用要領等は、別添8「篠栗町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」を参照のこと

3 赤十字標章等の申請（法 157 条）

- (1) 町の保健師及び協力・委託を受けて国民保護措置等に従事する町医療機関及び要配慮者利用施設の医療関係者は、県に赤十字標章等の交付を申請するよう依頼する。
- (2) 申請の時期及び要領は県と調整する。

4 赤十字標章及び特殊標章の着用及び身分証明書の携帯

国民保護措置等に従事する者は、事態認定の期間中、常に標章を貼付した帽子又はヘルメットあるいは腕章を着用するとともに、身分証明書を携帯する。

別添 9 「篠栗町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害が生起した際、町が管理する施設及び設備（以下「町管理施設等」という。）に被害が発生したときは、応急の復旧のため必要な措置をとる。

1 基本的な考え方

(1) 町管理施設等の緊急点検等

町管理施設等の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、通信機器に被害が発生した場合には、速やかに予備機等他の通信手段に切り替えて、通信を確保するとともに、現地で活動する職員、県、関係機関等に切り替え後の連絡先等を通知する。

併せて、速やかに障害が発生した通信の応急復旧を行う。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のため必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理する道路施設及び鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生した際、国は、財政上の措置等本格的な復旧に向けた所要の法整備を行う。特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けて国全体としての方向性について速やかに検討する。

町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

1 復旧計画の策定

(1) 計画作成のための復旧所要の把握

収集した被災情報等から、町の復旧所要を把握する。

逐次現地を確認し、復旧構想を概定して、復旧の考え方、復旧要領等を県等と調整する。

この際、協力業者等の被災状況にも留意し、復旧復興構想に反映させる。

(2) 町復旧計画の作成

県等との調整に基づき、町の復旧計画を作成する。

① 避難住民の復帰を円滑に実施するよう計画する。

町外に避難していた住民の帰還は、居住地域の復旧要領に基づいて計画する。

この際、居住地域の復旧を待って帰還させるか、町域まで戻って居住地域の復旧を待つか、被災状況によっては居住地を放棄するか等当時の状況により、実情に合った復旧要領を検討する。

② 放射性物質による長期の汚染により当面の帰還が困難な場合、町規模の避難住民の居住先等を早急に県と調整する。

③ この際、居住地域の復旧と相まって、医療、教育、福祉施設、ライフライン等の復旧を重視するとともに、早期の機能回復に努める。

④ 事態認定間、保管等していたご遺体の対応を進め、早期にご遺族に返還するよう努める。

⑤ 復旧活動を推進すべく、町役場の機能の早期回復に留意する。

(3) 被災住民等に対する救援の適用申請等

① 県との調整に基づき、国民保護法施行令、国民保護法による救援の程度及び方法の基準(以下「救援の程度及び方法の基準」という。)等に基づき、被災住民の生活等復旧に努める。

② 経済団体等と調整し、事態認定中離職していた住民等の職場復帰等の可否を検討する。武力攻撃災害により、通勤通学等移動手段を奪われた住民の輸送の検討を依頼する。

2 復旧活動の実施

(1) 避難住民に対する避難の解除及び帰還の調整

事態認定収束後、県の指示に従い、避難の指示を解除する。

この際、復旧計画に基づき、避難住民の帰還要領を県と調整するとともに、避難住民が帰還するための輸送手段を調整する。

(2) 復旧活動の実施

計画の実施に当たっては、県と調整の上、必要な業者の獲得、救援適用範囲の確定に努める。このため、事態認定間から、努めて具体的に被災状況を把握する。

(3) 住民相談窓口の開設

復旧活動実施に当たっては、適宜住民相談窓口を開設して、町民の生活再建支援に努める。

(4) 要配慮者への配慮

復旧活動を推進するにあたり、要配慮者への配慮に留意するとともに、災害等による心身の変調等へのケアについても、DWA T、DPA Tの派遣等を県、医師会等に依頼する。

別添 4 「救援の程度および方法の基準」

「救援の実施に関する概要」

3 町が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により、町が管理する施設及び設備が被災した場合、被災の状況、周辺地域の状況等を把握して迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用は、原則として国が負担する。（法第7章）
国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について記述する。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償（法160-171条）

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときはこの限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態（法172－178条）

緊急対処事態は、周辺情勢が悪化する中、重大事故が発生し認定される場合が考えられる。

緊急対処事態は、テロ等の場合犯行主体等が判明せず、特殊部隊等による攻撃に類似した被災状況を呈することが予想される。

このため、重大事故の場合、緊急対処事態を疑いつつ、現場活動や状況把握を行う。

緊急対処事態認定前は、のちに武力攻撃事態等への発展も念頭において対処する必要があるため、県、関係機関と情報共有を行い、自然災害等一般災害とは異なる体制（国民保護対策本部への発展を予期した態勢等）により対処する。

事態認定後、警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じ、対策本部の設置、町民等の保護等の対処を行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を考慮して、国対策本部長により、緊急対処事態対処方針が示される。

緊急対処事態における町の警報は、対象となる地域の町民等、関係機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対して通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達は、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準ずる。

3 緊急対処事態認定前の状況把握

緊急対処事態が疑われる重大事故が発生した場合、事態への発展を念頭において事故現場等の状況を把握する。

現場等における状況の把握に当たっては、2次災害の発生に十分留意し、職員の安全確保に万全を期す。

事故発生第1報及びその後把握した状況について、県に報告するとともに、じ後の処置について所要の調整を行う。

警察、消防、自衛隊等関係機関と情報及び状況認識を共有する。

4 事案発生時の現場保存及び周辺住民の安全確保

(1) 警察等と連携した事故現場の保存等

現地本部班等現地派遣職員は、警察等に協力して規制区域等の設定を行い、町民等の立入を制限するとともに現場保存に努める。

(2) 周辺住民等の安全確保

- ① 状況に応じ、周辺住民等に対し緊急退避等必要な行動を指示して、町民等の安全確保を図る。
- ② 県を通じ、町外通勤者等のために、当該地域への帰宅、立入の自粛を呼び掛けるよう依頼する。